

平成28年

第3回定例輪之内町議会会議録

平成28年9月5日 開会
平成28年9月16日 閉会

輪之内町議会

第3回定例輪之内町議会会議録目次

9月5日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議長の選挙	5
議案上程	7
町長提案説明	7
議第48号（提案説明・質疑・討論・採決）	12
議第49号（提案説明・質疑・委員会付託）	16
議第50号（提案説明・質疑・委員会付託）	21
議第51号から議第55号まで（提案説明・質疑・委員会付託）	23
議第56号（提案説明・質疑・討論・採決）	32
請願第1号（提案説明・質疑・委員会付託）	34
議会運営委員会委員の解任と選任	36
発議第3号（提案説明・質疑・討論・採決）	36
散会	39

9月16日

議事日程	41
本日の会議に付した事件	41
出席議員	41
欠席議員	42
欠員	42
説明のため出席した者	42
職務のため出席した事務局職員	42

開議	43
諸般の報告	43
一般質問	43
1番 上野賢二君	43
9番 森島正司君	51
6番 田中政治君	67
議第49号及び議第50号並びに請願第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）	80
議第51号から議第55号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	86
発議第4号（提案説明・質疑・討論・採決）	100
閉会	103
会議録署名議員	104

平成28年9月5日開会 第3回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成28年9月5日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議長選挙
- 日程第5 議案上程
- 日程第6 町長提案説明
- 日程第7 議 第 48 号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 議 第 49 号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議 第 50 号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議 第 51 号 平成27年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議 第 52 号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議 第 53 号 平成27年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議 第 54 号 平成27年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議 第 55 号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議 第 56 号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める請願について

（追加日程）

- 日程第1 議会運営委員会委員の解任と選任について
- 日程第2 発議第3号 政治倫理審査会の設置要求について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第16までの各事件
- 追加日程第1 及び追加日程第2の各事件

○出席議員（8名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	7番	北島登
8番	森島光明	9番	森島正司

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長	兒玉隆	教育参事	松井均
会計管理者兼 税務課長	田中実	危機管理課長	森島秀彦
住民課長	高橋博美	産業課長	中島智
福祉課長	田中久晴	経営戦略課長	荒川浩
建設課長	近藤豊和	教育課長	中島良重
土地改良課長	田内満昭	代表監査委員	兒玉俊雄

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○副議長（森島光明君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は8名です。9月1日に浅野常夫議員が御逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。よって、本日の会議は副議長の私が務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達していますので、平成28年第3回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○副議長（森島光明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、2番 古田東一君、6番 田中政治君を指名いたします。

○副議長（森島光明君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月16日までの12日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（森島光明君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から9月16日までの12日間とすることに決定しました。

○副議長（森島光明君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成28年度6月分、7月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、町長から平成27年度健全化判断比率等の報告がありました。

次に、平成27年度決算審査意見書は、お手元に配付のとおりです。

本日は代表監査委員の出席をいただいておりますので、御報告をお願いいたします。

代表監査委員 兒玉俊雄君。

○代表監査委員（兒玉俊雄君）

皆さん、おはようございます。

それでは、御指名をいただきましたので監査の御報告をさせていただきます。

去る7月19日、7月20日の2日間にわたり平成27年度一般会計、特別会計の決算及び各基金の運用状況の審査を北島登監査委員とともに厳正かつ公平に実施しましたので、監査委員を代表して御報告をいたします。

平成27年度の町一般会計及び特別会計の決算、並びに基金の運用状況の審査の意見をお手元の決算審査意見書により申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成27年度の各会計歳入歳出決算及び証書類並びに同法第241条第5項の規定により各基金の運用状況を示す書類について審査をいたしました。

審査の対象は、1. 平成27年度輪之内町一般会計歳入歳出決算、2. 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、3. 平成27年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4. 平成27年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算、5. 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、6. 平成27年度各基金の運用状況を示す書類であります。

審査の期間は、さきに申したように、平成28年7月19日と20日の2日間に実施をいたしました。

審査の方法は、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、決算書、附属書類などにに基づきながら、あわせて関係職員の説明を聴取して審査をいたしました。

審査の結果を申し上げます。

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その内容を審査した結果、決算計数は誤りのないものと認められ、会計経理は完全でありました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計算についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

決算の概要と基金の運用状況の審査の意見については、この意見書に記載してありでございます。

最後に、今後、町の財政運営に当たっては、これまでの「身の丈予算」を基本とされ、健全財政確保に努められ、なおかつ住民ニーズに対応した事務事業の優先化や改善を行い、住民サービスの向上とコスト削減が見込める分野については、積極的に実施されることを望みたいと思います。また、中・長期の展望に立って足腰の強い基礎体力のある財政基盤を確立し、誰もが永住を願う町の実現に向けて努力を期待するものであります。

以上で、決算審査の結果を申し述べましたが、私ども監査委員は、その使命を重く受けとめ、町の行財政の公正かつ効率的な運営を確保し、町民の信頼と期待に応えるべく、引き続き監査業務に万全を期してまいる所存でございます。議会、町執行部の皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げまして、監査報告といたします。ありがとうございました。

○副議長（森島光明君）

ありがとうございました。

兒玉俊雄代表監査委員には御退場、お願いいたします。

（代表監査委員 兒玉俊雄君退場）

○副議長（森島光明君）

以上で諸般の報告を終わります。

○副議長（森島光明君）

日程第4、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

（「投票」の声あり）

○副議長（森島光明君）

ただいま投票によられたいという意見でございますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○副議長（森島光明君）

ただいまの出席議員数は8名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に上野賢二君、古田東一君、高橋愛子君を指名いたします。

投票用紙の配付をします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○副議長（森島光明君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（森島光明君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

(投票箱点検)

○副議長（森島光明君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番 上野賢二君から順番に投票をお願いいたします。

2番 古田東一君、4番 高橋愛子君、5番 小寺強君、6番 田中政治君、7番 北島登君、8番 森島光明、9番 森島正司君。

(投票)

○副議長（森島光明君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（森島光明君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

上野賢二君、古田東一君、高橋愛子君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長（森島光明君）

選挙の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票。

有効投票のうち、小寺強君7票、森島正司君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.0票です。これは有効投票の4分の1でございます。

したがって、小寺強君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長（森島光明君）

ただいま議長に当選されました小寺強君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

小寺強君、あなたは議長に当選されました。議長の当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

小寺強君。

○5番（小寺 強君）

改めまして、おはようございます。

ただいまは議長職を御推挙賜り、心から感謝を申し上げます。輪之内町発展のために、また議会運営のために、皆さん方の協力をいただきまして誠心誠意努力させていただく所存でございます。

今後とも皆様方の温かい御指導をお願いしまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（森島光明君）

それでは、小寺強議長、議長席にお着きをお願いいたします。

暫時休憩します。

（午前9時18分 休憩）

（午前9時20分 再開）

○議長（小寺 強君）

会議を再開します。

○議長（小寺 強君）

日程第5、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第6、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めまして、おはようございます。

本日、ここに平成28年第3回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多用の中、御出席を賜り、御苦労さまでございます。

先ほどは議長選挙が実施され、議会の体制も整ったところでございます。前議長、浅野常夫氏の御冥福をお祈りするとともに、新議長の議会運営の手腕に期待するものでございます。よろしくお願いいたします。

さて、日本中を沸かせたリオデジャネイロオリンピックも17日間の幕を閉じました。連日の日本人選手の活躍に感動と勇気をもらった人は多かつたのではないのでしょうか。中でも、競泳女子200メートル平泳ぎにおいて、岐阜県にゆかりのある金藤理絵選手が見事金メダルを獲得したことは印象的でありました。4年後の東京オリンピックでの日本人選手の活躍が今から非常に楽しみであり、願わくば、この輪之内町からも東京オリンピックに出場できる選手が生まれることを期待するところ大であります。

今年度も早いもので、既に9月に入りました。言わずもがなの災害シーズンでありま

す。今年度は、当町において各地区の防災リーダーを養成するために防災士の養成講座を開始いたします。9月11日を第1回目として、12月までに計4回の講座を開催する予定としております。今年度は、各地区の町民の方と町職員を含めて100名の防災士の育成を目指しているところであります。

これまでに何度も申し上げておりますけれども、災害時には、まず自分の命は自分で守る自助、命の安全が確保されれば、地域で助け合う共助が大切であります。防災に関する関心と知識を身につけた防災士には、有事の際に地域のリーダーとなっただき、行政機関等の公助が本格化するまで地域を支えていただきたいと考えております。公助に期待し、公助が優先されるべきではないかと考えられる方もあるのかもしれませんが、過去の大災害を顧みれば、公助の体制が整うまでにはかなりの時間がどうしても必要になってまいります。したがって、町内各地域での防災力の向上が極めて重要であることに御理解を賜りたいと思っております。

国政では第3次安倍再改造内閣も発足し、事業規模28兆円の経済対策を決定するなど、最優先課題は経済だとし、未来への投資を大胆に行うための補正予算も予定されております。揺れ動く世界経済の中で日本の将来を的確に見通すことは極めて難しいことではあります。それを避けて通れない以上、課題に真正面から取り組む必要があります。輪之内町においても喫緊の課題をおろそかにせず、かつ将来展望をしっかりと持って政策を推進してまいりたいと考えております。

それでは、本日提出させていただきます議案について御説明をいたします。提出議案の内訳は、人事案件1件、補正予算2件、決算認定関係5件、条例1件の、合計9件でございます。

議案の概要を順次御説明申し上げます。

議第48号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員3名のうち1名がこの9月30日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、補正予算の関係でございます。

議第49号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,173万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,185万円と定めるものであります。

今回の補正予算は、歳出においては、県の防災情報通信システムを庁舎2階の災害対策本部室に設置するための配線工事費50万6,000円、個人番号カード関連事務に係る地方公共団体情報システム機構に対する負担金142万2,000円、安八郡広域連合のネットワークシステムのセキュリティ強靱化事業等の負担金710万9,000円を増額いたします。

また、関ヶ原合戦に関連する観光推進事業として、合戦にゆかりのある「福満寺」や「北塚」への誘導看板と説明案内板を設置し、あわせて関ヶ原合戦や戦国時代をテーマ

に、福東城にちなんだ講演会を中心としたイベントを開催するため、862万を増額いたします。これにより、関ヶ原町において展開されている県の事業と相まって輪之内町の観光の推進に努めたいと考えております。

また、利用者が2,000人を超える月もあるホッとステーションのマックスバリュ中部株式会社との契約が10月21日以降も延長できることとなったことにより、10月以降の委託料を含めた運営費として252万9,000円を追加することが主な内容になっております。

歳入につきましては、その主なものは、今年度の普通交付税の額が確定したことにより、臨時財政対策債の発行可能額も確定したことから、同地方債の増額補正を行うほか、財政調整基金等の繰入金を減額し、小・中学校の空調設備設置工事については、同事業に係る国庫補助金の減額、交付税措置のある学校教育施設等整備事業債の振りかえ発行ということで、当該事業費の財源を確保するものであります。

議第50号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億758万9,000円と定めるものであります。

補正予算の内容は、平成30年の国保改革に伴う新たな保険者事務が効率的に実施されるよう、県が運用する国保事業費納付金等算定標準システムと連携するためのシステム改修費用を43万4,000円増額するほか、平成27年度退職者医療交付金の精算による返還金215万5,000円を増額するものであります。

続きまして、平成27年度の一般会計、特別会計の決算認定について御説明を申し上げます。

まず初めに、議第51号 平成27年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成27年度輪之内町一般会計の決算額は、歳入総額42億1,964万9,000円、歳出総額37億9,525万6,000円となり、歳入歳出差引額は4億2,439万3,000円となりました。なお、このうち翌年度へ繰り越すべき財源は1億558万円であります。

歳入の33.9%を占める町税では、軽自動車税が増収となりましたが、町民税、固定資産税及びたばこ税が減収となったため、全体では前年度に対して2,829万6,000円の減となりました。

また、税等交付金については、利子割交付金と配当割交付金が減収となりましたが、地方消費税交付金は7,434万7,000円、地方交付税は6,502万4,000円増額になったことから、全体では1億5,205万8,000円の増となっております。

国庫支出金は、道路等整備に対する社会資本総合交付金が2,433万4,000円減少しましたが、仁木小学校大規模改修事業、輪之内中学校北舎改修事業に対する公立学校施設整備費補助金が5,329万6,000円、地方創生事業等に対する地方創生先行型交付金、地域消費喚起・生活支援型交付金が4,903万3,000円等の増加により、全体では7,445万8,000円

の増となったほか、県支出金でも地域資源を維持管理するための交付金や営農組合への補助金の増加により、全体では5,914万9,000円の増となりました。

町債につきましては、将来的負担を勘案しながら臨時財政対策債2億1,210万円を発行いたしましたところであります。

歳出では、輪之内町第5次総合計画「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」の実現と、「輪之内町行財政改革大綱」の積極的な推進を目指して、財源確保が困難な状況下において抑制型予算を基本とするも、安易な事業の見送りを避け、優先度・緊急度を重視した事業を展開いたしました。

普通建設事業では、仁木小学校の大規模改修と輪之内中学校北舎の改修を実施いたしました。

また、平成28年1月から開始した個人番号制度に対応するためのシステムの改修費用や、「輪之内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業の実施に加え、地域資源の維持管理費用や営農組合への補助金の増加により、目的別では、農林水産業費が6,128万2,000円、商工費が3,552万3,000円、性質別で申しますと、物件費では6,831万3,000円、補助費等では1億2,882万6,000円の増となりました。

以上で、平成27年度の一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げますが、今後とも輪之内町の健全財政の基調を維持しつつ、安全・安心なまちづくりのために最善の努力を尽くしてまいります。

次に、議第52号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

国民健康保険事業は、国民皆保険制度を支える最後のとりでとして重要な役割を担っており、町においては、その円滑な事業運営と財政健全化に努めているところであります。

しかし、その反面、急速な少子・高齢化社会の進展や、加入者の高齢化に伴う医療費の高騰、そして昨今の厳しい財政状況の中で失業者や低所得者が集中するという制度上・構造上の問題など、多くの課題が山積しております。

平成27年度の決算額は、歳入総額12億1,206万円、歳出総額11億5,605万8,000円となり、歳入歳出差引額は5,600万2,000円となりました。

平成27年度における医療費は、平成26年度と比較して、一般被保険者分は14.19%の増に対し、退職被保険者分は32.94%の減となり、医療費全体では10.27%の増となっております。

今後とも、町民の皆さんの健康増進と疾病予防、特定健康診査等の保健事業の推進により医療費の抑制を図り、国民皆保険制度を支える国保事業の安定経営に努めてまいります。

次に、議第53号 平成27年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて御説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入する岐阜県後期高齢者医療広域連合が運営し、75歳以上、一定の障がいがある方は65歳ということになっておりますが、その方々が加入しております。

広域連合では、加入者の資格管理、保険料の賦課及び医療給付などを行い、市町村では、住民の利便性確保のため、申請書の受け付けなどの窓口業務や保険料の徴収業務を行っております。

決算額は、歳入総額6,612万4,000円、歳出総額6,514万7,000円となり、歳入歳出差引額は97万7,000円となりました。

また、生活習慣病を早期に発見することを目的にぎふ・すこやか健診を行い、481の方が個別健康診査を受診いたしました。受診率は、県内第1位の48.7%、ちなみに県内の平均は21%であります。なお、平成27年度からはぎふ・さわやか口腔健診を行い、口腔機能の観点からも健康増進に取り組んでおります。

次に、議第54号 平成27年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

当町では、児童福祉法に基づく児童発達支援施設として「輪之内町発達支援教室そら」を運営しております。

平成27年度の決算額は、歳入総額1,716万5,000円、歳出総額1,481万7,000円となり、歳入歳出差引額は234万8,000円となりました。

発達支援教室そらでは、心身の発達について支援を必要とする就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を親子通園により提供しているところでございます。

次に、議第55号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成27年度は、大藪地区（楡俣・四郷）と福東地区（本戸・里・南波）の面整備及び幹線管渠の整備を行いました。

平成27年度に約12ヘクタールを整備したことにより、これまでの下水道整備面積は274ヘクタールとなり、計画面積の78.5%が供用開始となりました。また、処理区域内人口は7,654名となり、人口ベースでの全体計画に対する下水道普及率は84.8%となっております。

決算額は、歳入総額6億8,381万5,000円、歳出総額6億7,622万2,000円となり、歳入歳出差引額は759万3,000円となりました。

以上で、平成27年度の各特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、条例の提案理由を説明させていただきます。

議第56号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして

は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、同施行令を引用する輪之内町福祉医療費助成に関する条例との整合を図るため改正を行うものであります。

以上で、本議会提出議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小寺 強君）

日程第7、議第48号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

それでは、議第48号につきまして説明をさせていただきます。

議案書は1ページでございます。ごらんいただきますよう、お願いいたします。

議第48号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。輪之内町固定資産評価審査委員会の委員中1名が任期を満了するので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、下記の者を選任したいので議会の同意を求める。平成28年9月5日提出、輪之内町長でございます。

議会で同意を求めようとする方につきましては、住所が輪之内町大藪1208番地、お名前が吉田哲生さん、生年月日は昭和26年8月29日でございます。任期につきましては、平成28年10月1日から3年間の平成31年9月30日まででございます。

固定資産課税台帳に登録をされました価格に対する不服につきまして審査決定をするために、各市町村に固定資産評価審査委員会を設置することが地方税法で規定をされております。輪之内町の固定資産評価審査委員会の委員は3名でございますが、そのうち1名の方、青木敏宏さんでございますが、この方が平成28年9月30日をもって任期満了となるために新しい委員を選任すべく、議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会の委員の要件につきましては、輪之内町の住民であるか、もしくは輪之内町の町税の納税者であるか、または固定資産の評価について学識経験を有する者であるか、この3つの要件のいずれかに該当する方を選任するという事になっております。

今回、提案させていただきました吉田哲生さんにつきましては、この要件を満たしておりますし、吉田さんは以前には金融機関にもお勤めであったというようなところから、固定資産に関する知識もあるということで選任をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

吉田哲生氏は、私より1年後輩なんでお顔はよく存じ上げておりますが、65歳になられていますよね。それで、簡単な経歴をちょっと教えていただくわけにはいきませんか。これは個人情報にひっかかりますかね。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

経歴につきましては、先ほど少し触れさせていただきましたように、以前に金融機関のほうにお勤めであったということで、そのほかの詳しい経歴については存じ上げておりませんが、先ほど申し上げましたように、輪之内の住民であること、あるいは納税者であること、この要件は満たしておられますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

(「議長」の声あり)

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

要件を満たす、満たさないということをおっしゃるわけではなくて、経歴を教えてくださいの部分があれば教えてくださいと。金融機関であれば金融機関の名前も、言っただけなのが不都合であれば不都合だと言っただけじゃあ結構なんで、それ以外のことは、多分行政の中でいろいろななかかわりを、吉田哲生さんと私も会う機会がありますので、いろんな行政に対する貢献は多い方だということをおっしゃるので、そこら辺のことももう少し、その条件を満たさないということをおっしゃるんじゃなくて、経歴を教えてくださいかなということをおっしゃるので、都合が悪けりゃあ、都合悪いと言っただけじゃあ結構です。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

金融機関は、具体的に大垣共立銀行とお聞きをしております。ただいま田中議員がおっしゃいましたように、吉田さんにつきましては、町の各種の委員会の委員等も歴任をさせていただいておる方でございます。

(「議長」の声あり)

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

何をやっていただいていたかということもきちっと言っていただくわけにはいかなのですか。いろいろやっていただいているとか、いろいろという言葉は私は聞いておるわけじゃなくて、本会議で聞くということはきちっとした答えを求めているのであって、アバウトな話を聞きたいわけじゃないんですよ。だめならだめと行っていただきゃあ結構です。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

どういった委員をやっていただいているかということでございますが、行政改革の審議会の委員でありますとか、あるいは総合計画の委員等を歴任していただいております。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この固定資産評価委員というのは固定資産評価に対する町民の不服審査申し立てがあったときに招集されるものというふうに理解しておりますけれども、そういう件数はあるのかないのか、過去あったかどうかということをお伺いしたい。

それと、そういった町民の不服に対して十分な説明能力がある方なのかどうかということを、今の経歴の中からは税務行政に対する知識がどのくらいえられるのかということがちょっと理解できないんですけれども、その辺どのように、選定された理由をお伺いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

固定資産の台帳に登録された価格に対する不服の申し立て件数でございますけれども、平成27年度は1件、平成28年度、今年度も1件ございます。

それで、御承知のように、この委員会は3名の委員で構成をされております。3名の方が合議をして、それで委員会としての決定をしていくというような内容になっております。

固定資産に関する知識があるのかないのかというようなお尋ねもございましたけれども、必ずしも学識経験を有する者でなくてはいけないというような規定はございませんので、一般的に住民の方であれば誰でもいいというのが法律の解釈でございますけれども、そうは言っても具体的に協議をしていただくときに、ある程度の知識も当然必要に

なってまいりますので、この点につきまして、先ほど説明をさせていただきましたように、吉田さんにつきましては金融機関にお勤めであったということから、固定資産、土地に関する知識もおありであろうということで選任をしたところでございます。

なお、現在の固定資産評価委員さんの中には相当な学識経験を持っておられるほかの委員さんもいらっしゃいますので、そういった方とともに適正な判断をしていただけるものというふうに思っております。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

この方は、現在、区長さんをやってみえる人ではないですか。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

はい、区長をやっていたいております。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

今、区長さんをやってみえるということを知りましたのでわかりましたけれども、この方を私も少しは知っております。県史跡の洗堰の付近の土地買収にかかわっておられた方だと承知しております。それと、先ほど言われましたけれども、第5次総合計画の委員をやってみえた方ですね。それから、学識経験もあり、非常に優秀な方だと思いますけれども、現在、区長さんをやってみえるということは、ちょっと私は適任じゃないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

固定資産評価審査委員になるに当たりまして兼職が禁止されている職があるわけですが、その中には国会議員でありますとか、県会議員、市町村の議会議員、市町村の長、農業委員会の農地部会の委員等が掲げられておりますけれども、その兼職を禁止された職には区長は当たらないというふうに解釈をしておりますので、支障はないものと判断しております。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

町側が選任された方ですのでいいですけども、前任者の青木敏宏さんは非常に優秀な方で、その人ではだめだったんでしょうかね。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長（兒玉 隆君）

青木さんは、現在、委員さんでございますけれども、おっしゃるように優秀な方でございます。私どもも引き続き就任をしていただければありがたいことではございましたけれども、青木さんにつきましては、11年ほどこの委員を務めていただきまして、御本人からも今期をもって交代をしたいという申し出がございましたので、新たな方を選任させていただくという運びになったということでございます。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第48号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第48号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第8、議第49号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第49号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

お手元に配付の議案2ページをお開きください。

議第49号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）。平成28年度輪之内町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,173万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,185万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成28年9月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

3ページ、4ページの第1表は、先ほど第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

続いて、5ページをごらんください。

第2表、地方債補正について御説明申し上げます。

まず、臨時財政対策債でございますが、平成28年7月上旬の普通交付税の本算定を経まして、7月26日に平成28年度の普通交付税額は9億5,600万2,000円と確定したことに連動しまして、臨時財政対策債の発行可能限度額も1億8,610万円となることから、今回、補正をするものでございます。

続いて、小中学校空調設備設置事業債でございますが、当初予算において当該事業に対する財源として国庫補助金3,206万6,000円を計上しておりましたが、今般、この国庫補助金が不採択となったことを受けまして、代替的に地方債を発行して財源を確保しようとするものでございます。この地方債発行につきましては、設置費用の75%を上限に地方債を発行することができまして、今年度に発生する元利償還金の30%相当額を普通交付税の基準財政需要額に算入されて、国庫補助金と同額程度が確保できることから、地方債を発行すべく対象事業債を再計算した結果、9,690万円となりましたので、当初予算で計上した4,380万円に5,310万円を追加し、地方債を発行しようとするものでございます。

それでは、今回の補正予算について、歳出補正予算から順次御説明を申し上げます。

別冊の事項別明細書をごらんください。最初に、8ページをお開きください。

款2.項3.目1.戸籍住民基本台帳費142万2,000円は、個人番号カード交付に伴いまして、個人番号の付番となるカードの作成に係る事務をJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）に委任をしておるわけですが、その事務に係る交付金費用について、機構より平成28年度分の負担額通知がありましたので追加で計上するものでございます。なお、この負担金に対しまして、国より同額の個人番号カード交付事業費補助金の交付

を受ける予定でございます。

次に、9ページをごらんください。款3.項1.目2の障がい者福祉費の1万円は、平成27年度に交付を受けた国庫支出金について精算により、その超過交付額を返還するために計上するものでございます。

次に、目4の福祉医療費の153万7,000円は、平成27年度に交付を受けた県支出金について精算により、その超過交付額を返還するために計上するものでございます。

次に、10ページをお開きください。項2.目4の介護保険費の710万9,000円は、安八郡広域連合のネットワークシステム等のセキュリティーの抜本的な強化を図るための費用を計上するものでございます。具体的には、現在、業務で使用しているシステム回線とインターネット回線を物理的に分離しようとするもので、あすわ苑老人福祉施設事務組合と共有している総合行政システムとインターネット回線の分離、また広域連合内で共有している総合行政システムと介護保険システムの分離、さらに介護保険システムについては、システムを操作する者の認証手段である二要素認証機能の導入を図るものでございます。なお、セキュリティー対策事業費の合計金額は2,909万9,000円となりまして、安八郡3町で均等割、財政割、そして40歳から64歳、65歳以上の人口割で案分した結果、710万9,000円が当町の負担として計上しております。

次に、11ページをお開きください。款6.項1.目3の観光推進費1,114万9,000円のうち、報償費15万円、印刷製本費18万円、役務費30万円、工事請負費799万円の計862万円につきましては、関ヶ原合戦にちなんだ歴史関連のイベントの開催、そして当町において合戦にゆかりのある箇所への説明案内板、誘導看板の設置に係る費用を計上するものでございます。具体的には、来る29年2月に関ヶ原合戦にちなんだ講演会、パネルディスカッションの開催を計画しております。また、説明案内板の設置につきましては、東西両軍の死者が葬られた墳墓がある大藪地区の北塚と、福東城にかかわる唯一の貴重な資料である版木が所蔵されている福東の福満寺への設置を予定しております。なお、この事業は、県の関ヶ原古戦場広域観光事業費補助金を活用して実施するもので、補助率は10分の10でございます。

続きまして、需用費の光熱水費34万5,000円、委託料218万4,000円の計252万9,000円は、平成27年4月よりイオンビッグ内の空き店舗を利用して運営しておりますホッとステーション「わのうち」の借家契約が28年10月20日までの契約でございましたが、今般、平成29年3月31日まで契約を延長できることとなりましたので、同期間を運営するために必要な費用を追加で計上するものでございます。

次に、12ページをお開きください。款8.項1.目3の防災費の50万6,000円は、水害等の災害に備え、庁舎1階にあるパソコンやモニター、プリンターなどの防災端末、防災電話やファクス、半固定無線機などの機器を2階の防災対策本部室に移設する費用を計上するもので、今年度、岐阜県が防災情報通信システムを整備されることに鑑みまして、

合わせて整備するものでございます。

次に、13ページの款9.項2.目1の小学校管理費、14ページの目1の中学校管理費につきましては、福東・大藪小学校、そして輪之内中学校の空調設備事業に係る財源補正をするものでございます。先ほど地方債の補正でも説明いたしましたが、国庫補助金申請が不採択となったことを受け、その財源を地方債で確保、補正しようとするものでございまして、歳出予算の補正計上はありません。

続きまして、歳入の補正予算について御説明を申し上げます。

戻って恐縮でございますが、3ページをお開きください。

款9.項1.目1の地方交付税のうち、普通交付税の1,169万1,000円は、平成28年7月上旬の普通交付税の本算定を経て、7月26日に28年度交付税の額、9億5,600万2,000円が確定いたしましたが、その中から今般の補正に対しまして歳入歳出の調整分として追加するものでございます。

次に、4ページの款13.国庫支出金、項2.国庫補助金、目4の教育費国庫補助金の3,206万6,000円の減額、ちょっと飛びまして、6ページの款17.項1.目2.節2の公共施設等整備基金繰入金の2,103万4,000円の減額、そして7ページの款20.項1.目3.教育債の5,310万円の増額につきましては、関連性がありますので一括にて御説明をさせていただきます。

先ほど議案の5ページ、地方債の補正でも申し上げましたけれども、福東・大藪小学校、輪之内中学校の空調設備工事につきましては、去る7月28日に開催されました臨時議会で本契約の議決をいただきまして、現在、施工しておるところでございますが、この事業に対する国庫補助金については、かねてより文部科学省に補助申請をしておりましたが、今般、補助採択はされませんでした。これを受けて、単独事業として実施をいたしておりますが、単独として実施する場合、設置費用の75%を上限に地方債を発行することができまして、今年度に発生する元利償還金の30%が交付税で措置されるということで、国庫補助金と同程度を確保できることから、地方債を発行すべく、発行が可能となる事業体、対象事業費を再計算した結果、9,690万円となりましたので、当初予算で計上した4,380万円に5,310万円を追加して、かわりに教育費国庫補助金3,206万6,000円、公共施設等整備基金繰入金2,103万4,000円の計5,310万円を減額するものでございます。なお、先ほど申し上げました普通交付税では、平成29年度から48年度まで20年間で約2,900万円が算入されるということになっております。

戻って、4ページをお開きください。款13.項2.目5の総務費国庫補助金の142万2,000円は、歳出の総務費で御説明申し上げましたが、個人番号カード交付関連事務に係る費用の全額を受け入れるものでございます。

次に、5ページをお開きください。款14.項2.目7の商工費補助金の862万円は、歳出の商工費で御説明させていただきましたけれども、関ヶ原合戦にちなんだイベントの開

催及び説明案内板の設置に係る費用の全額を受け入れるものでございます。

歳入の最後になりましたが、6ページの款17.項1.目1の財政調整基金繰入金、7ページの款20.項1.目1.節1の臨時財政対策債につきましては、普通交付税の本算定を経て臨時財政対策債の発行が可能となる額が確定いたしましたので、7ページの臨時財政対策債を860万円追加し、6ページの財政調整基金繰入金を同額の860万円を減額して調整するものでございます。

以上で、議第49号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）についての御説明を終わります。御審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

また、詳細のことにつきましては委員会のほうでお伺いしたいと思いますけれども、今の国庫補助がつかなかった理由というものを、なぜ当初予定していた国庫補助がつかなかったのか、その理由をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（小寺 強君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

この空調に係る国庫補助金が結果より、これはもともと繰越明許で実施しておる事業なんです、文部科学省のほうにも申請をしておったわけでございまして、直接の原因というのは私どもは把握していないんですけれども、どうも聞いておると、やっぱり文部科学省関係のそういった施設の補助金というのは、今、全国的に耐震関係とか、そういったものに多く傾注されているという傾向があって、こういった空調設備なんかの環境整備に係る補助は、メニューはあるんですけれども、なかなか採択されにくい傾向があるということはおかねてから聞いておりました。申しわけない、私どもではそこまでの言及になりますが、そういったことから、全国的に要望がたくさんあって、耐震関係のほうを押して、こういった空調関係がはじかれたということだろうというふうに解釈しております。以上です。

○議長（小寺 強君）

教育参事 松井均君。

○教育参事（松井 均君）

その不採択の理由はというお尋ねでございますけれども、ただいま経営戦略課長が申したとおり、まず国のほうからこういった理由でつかなかったよということは一切ござ

いません。今までの経緯から申しますと、天井の耐震については、今回ついてございます。ということは、やはり先ほど申しましたように、そういった天井の落下の耐震化、それから本当の耐震化の事業、そういったものについては、優先的に国はどうもつけているという傾向にありまして、こういった空調については、少しついていない状況が見られるというようなことでございます。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第49号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第49号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第9、議第50号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

○住民課長（高橋博美君）

それでは、議案書の6ページをお開き願いたいと思っております。

議第50号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。平成28年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億758万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年9月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

7ページ、8ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでございまして、詳細につきましては事項別明細書にて説明をさせていただきます。

事項別明細書の歳出、3ページをお願いいたします。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費で補正額の43万4,000円につきましては、平成30年の国保改革に伴い、県が運用いたします国保事業費納付金等算定標準システムに連携するために、情報センターの国民健康保険システム改修による委託料を増額補正するものでございます。

次に、4ページをごらんください。款10. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金、目3. 償還金の215万5,000円は、社会保険診療報酬支払基金、平成27年度退職者医療療養給付費交付金の額が確定しまして償還金が発生しましたので、これを増額補正するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、歳入の部、1ページをお開きいただきたいと思います。

款3. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目2のシステム開発費等補助金43万4,000円につきましては、先ほど歳出で申しました情報センターの国民健康保険システムの改修の費用を補助するもので、補助率は10分の10、100%でございます。

続きまして、2ページの款10. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 療養給付費交付金繰越金215万5,000円は、平成27年度の退職者医療に係る償還金の財源として補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第50号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第50号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時48分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（小寺 強君）

日程第10、議第51号 平成27年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから
日程第14、議第55号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳
出決算の認定についてまでを一括議題とします。

会計管理者に説明を求めます。

田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

それでは、議第51号から議第55号まで一括して御説明申し上げます。順次御説明いた
したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

お手元に配付の平成27年度輪之内町一般会並びに特別会計歳入歳出決算書、並びにそ
の説明書にて御説明を申し上げます。

まずは決算書のほうから御説明をいたします。

決算書の1ページのほうをよろしくお願いしたいと思います。

中段でございます。上記決算審査をいたしましたところ相違ないものと認めたので地
方自治法第233条第3項の規定により輪之内町議会の認定に付します。平成28年9月5
日、輪之内町長。

それでは、順次御説明申し上げます。

平成27年度輪之内町一般会計歳入歳出決算。歳入金としましては42億1,964万9,184円、
歳出金37億9,525万5,938円、歳入歳出差引残金4億2,439万3,246円、うち翌年度繰越金
といたしまして3億1,881万3,246円であります。

2ページのほうをお願いします。

平成27年度実質収支に関する調書の5番目です。実質収支額といたしまして3億
1,881万3,246円でありました。

続きまして、3ページのほうをお願いしたいと思います。

歳入のほうから御説明いたします。

款1. 町税でございます。町税につきましては、主要な税目が4税目ございまして、調
定額に対しまして収入済額が14億3,004万7,883円で、収入割合は94%でございました。

款2. 地方譲与税から、めくっていただきまして、5ページ、款10の交通安全対策特別
交付金までにつきましては、調定額を100%収入しております。

款11. 分担金及び負担金では、調定額に対して収入割合は98.4%でございました。

款12. 使用料及び手数料では、調定額に対しまして収入割合は99.9%でございました。

款13の国庫支出金から、めくっていただきまして、7ページ、款18の繰越金までにつ
きましては、調定額を100%収入しております。

同じく7ページ、款19. 諸収入につきましては、調定額に対しまして収入割合は97%でございました。

款20. 町債につきましては、2億1,210万円を発行しております。

歳入合計全体としまして、調定額43億1,408万3,280円に対しまして収入済額42億1,964万9,184円で、収入割合は97.8%でございました。

次に1枚めくっていただきまして、歳出のほうでございます。

款1. 議会費、予算に対しまして執行率は98.3%でございました。

款2. 総務費につきましては、91.9%の執行率であります。

款3. 民生費につきましては、97.5%の執行でございました。

款4. 衛生費につきましては、執行率は93.3%。

款5の農林水産業費につきましては、執行率が98.3%でございました。

款6. 商工費につきましては、執行率が86.6%。

款7の土木費につきましては、執行率が95.5%でありました。

めくっていただきまして、款8. 消防費につきましては、執行率が97.5%。

款9の教育費につきましては、執行率は57.5%でありました。

款10. 公債費につきましては、執行率99%。

款11の予備費につきましては、執行はございませんでした。

歳出合計につきましては、支出済額が37億9,525万5,938円で、執行率は87.4%でございました。

続きまして、87ページをお願いしたいと思います。

平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入金が12億1,206万464円、歳出金が11億5,605万8,423円、歳入歳出差引残金が5,600万2,041円であります。うち、翌年度繰越金も同額でございます。

続きまして、89ページをお願いしたいと思います。

歳入につきましては、款1. 国民健康保険税では、調定額に対する収入割合は75.4%でございました。

款2の使用料及び手数料から、91ページ、款11. 諸収入に至るまでにつきましては、調定額を100%収入しております。

歳入合計としまして、調定額に対しまして収入済額12億1,206万464円で、収入割合は93.8%でございました。

次に、1枚めくっていただきまして、歳出のほうでございます。

款1. 総務費につきましては、予算に対する執行率が94.6%。

款2の保険給付費につきましては、執行率が95.4%。

款3の後期高齢者支援金は、執行率99.4%でありました。

款4の前期高齢者納付金につきましては、執行率が38.3%。

款5の老人保健拠出金につきましては、執行率7.1%。

款6の介護納付金につきましては、執行率が86.9%でございました。

款7の共同事業拠出金につきましては、執行率91.7%。

款8の保健事業費につきましては、執行率77.9%でした。

款9の公債費は、執行がございませんでした。

款10の諸支出金につきましては、執行率96.1%でございました。

めくっていただきまして、95ページ、款11. 予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計全体としまして、支出済額が11億5,605万8,423円で、執行率は94.2%でございました。

続きまして、117ページをお願いしたいと思います。

平成27年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額6,612万4,300円、歳出総額6,514万7,700円、歳入歳出差引残金97万6,600円ということでございます。

続きまして、119ページ、歳入から説明させていただきますと、款1の後期高齢者医療保険料では、調定額に対する収入割合は99.9%でございました。

款2. 使用料及び手数料以下につきましては、収入割合は100%でございました。

歳入合計全体としまして、調定額に対し収入済額6,612万4,300円で、収入割合は99.9%であります。

めくっていただきまして、121ページをお願いいたします。歳出のほうでございます。

款1. 総務費につきましては、予算に対する執行率は90.2%。

款2の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、執行率が97.8%。

款3の保健事業費につきましては、執行率が98.1%。

款4の諸支出金につきましては、執行率が8.7%。

款5の予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計全体につきましては、支出済額が6,514万7,700円で、執行率は96.9%でございました。

続きまして、129ページをお願いしたいと思います。

平成27年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額1,716万4,858円、歳出総額1,481万7,055円、歳入歳出差引残金234万7,803円でございます。

続きまして、131ページをお願いしたいと思います。歳入から御説明させていただきます。

款1の障害児給付費、款2の使用料及び手数料、款4の繰越金、款5の諸収入は、いずれも収入割合が同額で100%であります。

款3の繰入金につきましては、繰り入れはございませんでした。

続きまして、133ページ、歳出のほうでございます。

款1の総務費では、予算に対して62.5%の支出であります。

款2の児童発達支援事業費では、執行率94.1%。

款3の予備費につきましては、支出がございませんでした。

歳出全体につきましては、支出済額が1,481万7,055円で、執行率は92.3%でありました。

続きまして、139ページをお願いしたいと思います。

平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。歳入総額は6億8,381万5,013円、歳出総額が6億7,622万1,757円、歳入歳出差引残金759万3,256円でございます。

続きまして、141ページをお願いしたいと思います。歳入から御説明申し上げます。

款1の分担金及び負担金は、収入割合は84.9%でした。

款2の使用料及び手数料は、収入割合は98.9%ということであります。

款3の国庫支出金から、143ページ、款9の町債までにつきましては、収入割合は100%でございました。

歳入合計全体としまして、調定額に対しまして収入済額6億8,381万5,013円で、収入割合は99%でございました。

続きまして、1ページめくっていただきますと、145ページをお願いしたいと思います。歳出のほうです。

款1の公共下水道費では、予算に対しまして執行率が99.3%。

款2の公債費では、執行率が99.7%。

款3の予備費につきましては、支出がございませんでした。

歳出合計全体としまして、支出済額が6億7,622万1,757円で、執行率は99.3%でございました。

以上で決算書の説明を終わります。もう一冊のほうの歳入歳出決算説明書のほうをよろしくをお願いしたいと思います。

こちらの歳入歳出決算書につきましては、平成27年度に行われました各課の主要な事業が記載してございます。

まず1ページ目、こちらは町長提案で御説明しましたとおり、平成27年度の輪之内町決算の概要が記載されております。

続きまして、各課の主要な成果について御説明申し上げます。

各課の事業につきましては、平成27年度は大変多くの事業に取り組んでおりますので、その中で平成27年度の特徴的な事業を選んで御説明を申し上げますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、議会事務局ということで3ページをお願いしたいと思います。

議会事務局としまして、主要な事業としては議会運営で、平成27年度は定例会を4回、臨時会を2回、計6回、本会議が開催されました。

また、議会と町政に対する町民の理解を得るために、年4回、輪之内町議会だよりを発行いたしました。

続きまして、総務課の成果について御説明申し上げます。6ページをお願いしたいと思います。

主な事業としまして、町長・町議会議員選挙実施ということで、平成27年5月17日執行の町長・町議会議員の選挙に係る事業を適正に執行いたしました。

続きまして、会計室の成果について御説明申し上げます。7ページをお願いしたいと思います。

主な事業としまして、会計管理事業ということで、通常の出納業務の間、決算を取りまとめ、決算書及び決算説明書等の印刷をいたしました。

続きまして、危機管理課の成果について御説明申し上げます。同じく7ページ。

主な事業は、交通安全施設整備事業として、交通安全施設（カーブミラー等）を修繕及び新設し、交通事故等の防止に努めました。

続きまして、33ページをお願いしたいと思います。主な事業として、危機管理のほうでは災害用非常食購入として、災害備品食料の更新計画に基づいたアルファ米5,000食、乾パン5,400食、保存用ビスケット5,400食、粉ミルク200缶を購入しました。

続きまして、経営戦略課の成果について御説明申し上げます。8ページをごらんください。

主な事業は、企画総務管理事業として、輪之内町人口ビジョン及び輪之内町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定のほか、輪之内町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる「安心して子どもを産み育てやすい環境づくり」「安心して輪之内町で暮らせる経済基盤構築の支援」「広域連携による圏域の新たな魅力の創造」事業の展開や、輪之内町カレンダー等の作成、行財政改革の推進、土地開発事業に係る指導、企業誘致活動等を行いました。主なものは、地方版総合戦略策定事業、輪之内町就職・転職フェア開催事業、まちづくり創生塾実施事業、インナービューティー&農業コラボ事業等を実施いたしました。

続きまして、税務課の成果について御説明申し上げます。9ページから11ページを見ていただきたいと思います。

税務課の主な事業としましては、町税の賦課として、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税を賦課し、徴収をいたしました。

続きまして、住民課の成果について御説明申し上げます。12ページをお願いしたいと思います。

公共交通機関の確保に関する事業として、平成25年度に輪之内町地域公共交通総合連携計画を策定いたしました。その計画に基づきまして、平成27年1月5日、路線再編事業の一つであるデマンドバスの運行を開始し、町内の移動を確保いたしました。

続きまして、福祉課の成果について御説明申し上げます。18ページをお願いしたいと思います。

児童福祉施設管理事業としまして、園児が安全かつ快適に通園できるよう、施設の整備・充実を図りました。また、認定こども園化に向けて備品の購入や改修工事等を行いました。

続きまして、産業課の成果について御説明申し上げます。29ページをお願いしたいと思います。

観光推進事業として、商工会に委託して観光資源の発掘、データベース化を行い、それを活用して輪之内ウオークや歴史探訪の実施、各種イベントを実施し、輪之内町のPRを行いました。

続きまして、土地改良課の成果について御説明申し上げます。前のページ、28ページです。

農業基盤整備事業として、水田の畦畔の除去による区画の拡大や、均平化による農業基盤整備を県営で実施し、生産効率の向上を図りました。

続きまして、建設課の成果について御説明申し上げます。31ページをお願いしたいと思います。

道路改良工事において町道の拡幅改良を行い、交通の安全と円滑化の向上に努めました。

続きまして、教育課の成果について、35ページをお願いしたいと思います。

主な事業といたしまして、学校施設設備管理事業として仁木小学校大規模改修工事（I期）を実施いたしました。

続きまして、38ページをお願いしたいと思います。財産に関する調書であります。

土地については、特に異動はございませんでした。

続きまして、めくっていただきまして、39ページ、建物については445.89平方メートル増加しました。

42ページをお願いします。

基金につきましては、9,297万2,000円の減となりました。

続きまして、77ページをお願いしたいと思います。

国民健康保険事業会計の成果についてということで、国民健康保険加入世帯が1,236戸、国保被保険者数は、2,327人が加入されております。

続きまして、79ページ、後期高齢者医療会計の成果としまして、加入状況としましては、加入者が1,017人で行いました。

続きまして、80ページをお願いしたいと思います。

児童発達支援事業会計の成果としまして、利用者登録の状況として、登録人員は23名でございました。

続きまして、82ページをお願いしたいと思います。

特定環境保全公共下水道事業会計の成果としましては、水洗化戸数が860戸、利用人員は2,943人でございました。

以上で決算の説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議のほうをよろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、大まかにといいますか、飛び飛びにといいますか、説明いただきましたけれども、収入済額とか、あるいは不用額についての率などの説明がありましたけれども、それをどのように評価されているのか。収入済額の調定額に対する比率を述べられましたけれども、その結果がどうだったのか、その評価をお伺いしたい。

収入済額が少ないと思っておられるのか、十分だと思っておられるのか、その評価が全くわからないもので、反省されているのか、それともよかったと評価されているのか、全くわからない。

それから、不用額というか執行率につきましても、執行率が今報告された内容で十分効果を発揮したのかどうか。もっと努力をしなければならぬところはなかったのかどうか、そういったことを一切説明がなかったんですけれども、今述べられた27年度の決算についてどのように評価しているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

会計管理者 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

今、森島議員の御質問は、決算書の中で不用額が、また収入済額の100%でないところがあると、それに対して町の側がどれくらいに考えておるかという大変難しい御質問であったと思います。

この収入済額のことについて評価をどのようにしておるかということでございますが、各課で事業を行っております。その中には、やはり収入済額が少ない場合があります。これは主に税金とか、そういったことだと思っておりますが、通常の事業については普通に入

ってきておりますので、税については課税当局として努力をしていくと。

また、各課の主要事業の中で不用額が出ておるといことは、議員の御質問の中では、町の事業を余りやっていなかったのではないかと御質問だと思いますが、経費を節減してやっていくというのも、これも町のことでございますので予算を使い切りというわけにはいきません。できるだけ経費を少なくして効果を上げていくということでございます。

また、事業の内容については、決算を以前は12月に上げておりましたのが9月になったのは、事業を精査しながら来年度の予算に、町の執行部として効率的に事業はどうしたらいいかというようなことも議員の皆さん方にお聞きして運営をしていくと。また、その事業の内容につきましては、もしこの後、決算特別委員会が設置されればそのときですし、設置されなければ、全協等を通じて説明責任を果たしていきたいと思っております。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

全然御説明になっていないわけですが、今、理想を述べられたんですか。少ない経費で十分な効果を発揮できるようにすべきだと、だから、それができているのかどうかということなんです。それが決算審査の主な役割じゃないですか。そんな単なる理念的なことを述べただけでは、その理念に対して、この27年度はどうだったのか、よかったのか、悪かったのか、その判断をしなきゃならない。それで、もしそれが十分効果を発揮していないのであれば、どういう教訓があって、それを今後の執行にどのように生かしていくか、そういったことを検証するために決算委員会というのはあるわけ、あるいは決算報告というの、そのために決算報告があるわけであって、今の答弁では、あるいは説明では、全く説明になっていないというふうに私は思います。

説明することができないというようなことであれば、これは今の執行能力がないということになると私は思いますよ。それではいけないのであって、何もその辺を検討していないというのであれば、今後、決算委員会のほうでその辺のところを十分解明されるように勉強していただきたい、このように思います。よろしくお願いします。

○議長（小寺 強君）

会計管理者 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

今の御質問は、第1答弁が説明になっていないと、理念だけ申してということだと思いますが、全体の決算を御説明するときどうしても総花的な話になってしまうのは、これは御容赦を願いたいと思います。

一つ一つの事業について精査していく場合、全体の説明、決算の概要の中に出ておりますように、町としては効果が上がった事業、行った事業、それについては機会があれば御説明をしたいということでございますので、何とぞその機会に森島さんの御理解を得られるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

もう会計管理者の答弁は結構ですので、町長の考えをお伺ひしたいと思います。

○議長(小寺 強君)

町長 木野隆之君。

○町長(木野隆之君)

私はここでそんな禅問答をするつもりはございませんけれども、私どもはきちっと予算の策定された趣旨に従って執行し、その中で……。

(発言する者あり)

○町長(木野隆之君)

それ以上何があるでしょうか。

(発言する者あり)

○町長(木野隆之君)

適切な予算執行し、それに従って削減すべき浪費があれば、そういうものを使わないように一生懸命、そういう意味では予算の効率的な執行に努めたと、その結果がこの決算書にあらわれた数字だと思っておりますので、それ以上でも以下でもない。私どもは、それを決算審査、特別委員会が開かれるとするならば、その中できちっと、当然説明責任を果たしていくわけですし、それに尽きると思っております。それ以上現段階で申し上げることもないと、私自身は思っております。

○議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第51号から議第55号までについては、7人の委員で構成する平成27年度決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

御異議なしと認めます。

したがって、議第51号から議第55号までについては、7人の委員で構成する平成27年

度決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時27分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました平成27年度決算特別委員会の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、平成27年度決算特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

平成27年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前11時29分 休憩)

(午前11時29分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平成27年度決算特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長は、森島光明君、副委員長は、高橋愛子君です。

これで報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第15、議第56号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○福祉課長（田中久晴君）

それでは、議第56号について御説明させていただきます。議案書10ページになります。議第56号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成28年9月5日提出、輪之内町長。

11ページが一部を改正する条例でございます。

今回の一部改正は、福祉医療費の助成対象者のうち、母子家庭等の母及び児童、それと父子家庭の父及び児童の該当要件である所得制限の基準が児童扶養手当法施行令で定める金額に基づいていることから、この施行令の一部改正により、この基準額を規定する条項が改正されたために、それを引用する条項を改正するものでございます。

新旧対照表の2ページをお開きください。

条例改正の内容は、施行令の「第2条の4第4項」を「第2条の4第7項」に、また同じく「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に、それぞれ条項ずれを改めるものでございます。

また、1ページの下から5行目、「又は母が扶養しない場合」と、それからまた2ページになりますが、6行目の「の前年の所得」を加えるものは、それぞれの対象者の定義をわかりやすくするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するというところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第56号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第56号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第16、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める請願についてを議題とします。

紹介議員から議案説明を求めます。

森島正司君。

○9番（森島正司君）

所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める請願について、紹介議員として御説明させていただきます。

請願の要旨は、まず地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし多くの中小業者は重税に苦しめられています。

日本の所得税法は、第56条で「事業主の配偶者その他の家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」として、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めていません。

青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第57条は、税務署長への届け出と記帳義務などの条件つきであり、申告の仕方で納税者を差別するものです。2014年1月からは全ての中小業者に記帳が義務づけされており、所得税法第57条による差別は認められません。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では、自家労賃を必要経費として認め、家族従業員の人格・人権、労働を正当に評価しています。政府も国会答弁で、56条廃止に向けた検討を始めていると答弁していますが、いまだに実現していません。

所得税法第56条は、憲法、女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法に違反する時代おくれの法律であります。家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、全国で447自治体が意見書を上げています。（2016年4月現在）

よって貴議会で「意見書」を可決し、国に働きかけいただきますよう請願いたします。

請願事項、1. 所得税法第56条を廃止するよう、国に意見書を提出することということで、岐阜県大垣市の西濃民主商工会、婦人部長である永田美恵子さんの請願であります。

私もこれに賛同して紹介議員を引き受けたわけであります。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

ただいま森島先生から説明をいただきましたが、全国で447自治体が意見書を上げていると書いてありますが、岐阜県の自治体で上げているところはあるのでしょうか。

それと、採択されている自治体がありますでしょうか、あったらお答えください。

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

全国の自治体で447というのが新しい情報で、2016年4月現在の情報ですけれども、今、ここに資料がありますけれども、これはちょっと古いんです。2015年5月現在で各市町村の、国内の全部書いてありますが、岐阜県では残念ながらまだ採択されておりません。そういう意味で、岐阜県においてもぜひ採択してほしいという要請であります。それから、もう1つは何だったかな。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

岐阜県では採択されていないと聞きましたけれども、全国では採択されているところがあるのでしょうか。

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

全国で447自治体が意見書を上げているということです。

○2番（古田東一君）

意見書を聞いているんじゃない、これを採択された自治体がありますかと聞いている。意見書を採択された自治体がありますかと。

○9番（森島正司君）

そうです、あります。意見書を採択しています。

○2番（古田東一君）

上げておるだけで、採択とかされていない。

上げるのは、これを上げてしまやあ、適当に、採択されておる……。

○議長（小寺 強君）

暫時休憩します。

（午前11時38分 休憩）

（午前11時40分 再開）

○議長（小寺 強君）

会議を再開します。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています請願第1号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、

総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める請願については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時41分 休憩)

(午前11時41分 再開)

○議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(小寺 強君)

追加日程第1、議会運営委員会委員の解任と選任についてを行います。

お諮りします。

本日、議長に選任いただきました小寺は議会運営委員会に所属していましたので、これを除き、新たに議会運営委員会委員の解任と選任を行います。

議会運営委員会委員の小寺強を解任し、議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって議長が指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名をします。

議会運営委員会委員には、現在4名のうち、小寺強を解任し、森島光明君を指名します。

暫時休憩します。

(午前11時43分 休憩)

(午後1時53分 再開)

○議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(小寺 強君)

追加日程第2、発議第3号 政治倫理審査会の設置要求についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、古田東一君の退場を求めます。

(2番 古田東一君退場)

○議長（小寺 強君）

要求議員から議案説明を求めます。

森島正司君。

○9番（森島正司君）

政治倫理審査会の設置要求について、発案書を朗読して説明にかえさせていただきます。

政治倫理審査会の設置要求について、別紙のとおり発案するということで、輪之内町議会議長 小寺強様。輪之内町議会議員 森島正司、北島登、田中政治、森島光明。

政治倫理審査会の設置要求書。

次の議員が輪之内町議会議員政治倫理要綱に著しく違背し、政治倫理に反するおそれが生じたので、同要綱第4の規定により審査会の設置を要求します。

議員の氏名、古田東一議員。

理由（証拠となるべき事実関係）、自動車運転処罰法違反（過失傷害）の罪に問われ、禁錮10カ月、執行猶予3年の有罪判決を受けたということであります。

輪之内町の政治倫理要綱によりますと、議員というのは町民全体の利益の実現を目的として行動すること。議員は、地方自治の本旨にのっとり、議員本来の責務を全うする。議員は、みずからの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養う。議員は、政治倫理に反すると政治的、道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにする等々の決めがあります。これに該当するのではないかということで発案したいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから発議第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、これを設置することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 政治倫理審査会の設置要求については、設置することに決定しました。

暫時休憩します。

(午後1時57分 休憩)

(午後2時01分 再開)

○議長(小寺 強君)

会議を再開します。

ただいま可決設置されました政治倫理審査会について、政治倫理審査会規定の第2の1項、第2項により6名の委員を議長において指名します。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名します。

政治倫理審査会委員には、上野賢二君、高橋愛子君、田中政治君、北島登君、森島光明君、森島正司君を指名します。

これから政治倫理審査会の委員長、副委員長の選任については、政治倫理審査会規定第2の3項の規定により委員会において互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午後2時02分 休憩)

(午後2時02分 再開)

○議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

政治倫理審査会委員長は、森島正司君、副委員長は、北島登君です。

古田東一君の入場を求めます。

(2番 古田東一君入場)

○議長(小寺 強君)

お諮りします。

先ほど各常任委員会及び決算特別委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定によって9月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第49号から議第55号まで及び請願第1号については、9月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長及び決算特別委員長は、9月16日に委員長報告をお願いします。

○議長（小寺 強君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日には午前9時までに御参集をお願いします。

本日は大変御苦勞さまでした。

（午後2時06分 散会）

平成28年9月5日開会 第3回定例輪之内町議会

第2号会議録 第12日目

平成28年9月16日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議第49号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）

議第50号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める請願について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成28年第3回定例町議会付託事件）

日程第4 議第51号 平成27年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について

議第52号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第53号 平成27年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第54号 平成27年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第55号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎平成27年度決算特別委員会委員長報告

（平成28年第3回定例町議会付託事件）

日程第5 発議第4号 輪之内町議会議員古田東一君の議員辞職を勧告する決議について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5までの各事件

○出席議員（8名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	7番	北島登
8番	森島光明	9番	森島正司

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長	兒玉隆	教育参事	松井均
会計管理者兼 税務課長	田中実	危機管理課長	森島秀彦
住民課長	高橋博美	産業課長	中島智
福祉課長	田中久晴	経営戦略課長	荒川浩
建設課長	近藤豊和	教育課長	中島良重
土地改良課長	田内満昭		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

○議長（小寺 強君）

ただいまの出席議員は8名で、議員定足数に達していますので、平成28年第3回定例輪之内町議会第12日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第49号及び請願第1号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第49号、議第50号についての審査報告がありました。次に平成27年度決算特別委員長から、議第51号から議第55号までについての審査報告がありました。

次に、政治倫理審査会委員長から審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までとします。

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

おはようございます。

許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

健康寿命の延伸に向けた取り組みについて。

社会構造の変化等により超高齢化社会が到来し、この超高齢化社会の課題解決に向け、健康長寿の社会づくりが急務となってきております。日本は、今、世界トップクラスの長寿国となりました。しかし、世界で一番寝たきりの人が多いのも日本だそうです。せっかく寿命が延びても、寝たきりだったり、体の調子が悪かったりでは豊かな生活を送ることはできません。

日本人の平均寿命は、女性が86.6歳で世界1位、男性が80.2歳で世界第3位で、毎年延び続けています。人が死ぬまでの年齢の平均値である平均寿命に対して、日常生活において介護を必要としないで心身ともに自立し、健康的な生活を送ることができる年齢の平均値を健康寿命といいます。日本人の健康寿命は、女性が73.6歳、男性は70.4歳で、

平均寿命との差は、女性が約13年、男性が約9年です。平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある不健康な期間を意味します。いかにして健康寿命を延ばして、不健康で不自由な期間を短くしていくかが極めて重要な課題であります。健康寿命を延ばして平均寿命との差を小さくすることは、本人の生活の質の低下を防ぐだけでなく、家族の介護の負担を減らし、加えて医療費や介護費用などを減らすことにもつながります。

健康寿命の延伸は、厚生労働省が示す「健康日本21」の第1番目の目標として掲げられています。本町としての健康づくり、健康寿命の延伸に対する考え、取り組みについて質問いたします。

1. 平均寿命と健康寿命について。

本町の平均寿命と健康寿命は、それぞれ何歳か、お伺いします。

2. 健康寿命延伸の取り組みと今後の展開について。

健康寿命の延伸について厚生労働省は、各自治体にとって健康格差の要因を把握、分析し、それを延ばす戦略を考えることは、健康づくりの推進上、重要であるとありますが、本町における現在の取り組みと今後の展開はどのようにお考えですか。

3. ロコモティブシンドロームについて。

不健康になる原因として、特に生活習慣病や身体活動の減少、運動不足が指摘されております。内臓脂肪の蓄積を原因とするメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）は、一般的にも認知され、メタボ解消に向けたさまざまな対策が講じられておりますが、高齢者の骨や関節、筋肉などの衰えによる運動機能の低下が原因で歩行が困難になるなど、自立度が低下し、介護が必要となるなどのロコモティブシンドローム（運動器症候群）については、まだまだ認知度が低く、その危険性や対策への関心が希薄であるのが現状です。健康づくり、介護予防を進めていく上で、このロコモ予防の認知度を高め、その対策を講じていくことが極めて重要であると思います。

4. 健康マイレージ事業の導入について。

健康づくりは本人の意識が一番重要なことであると思いますが、今後、健康長寿を実現するためには、個人への意識づけ、動機づけや、健康無関心層の取り込み策が必要であると思います。今、健康診断の受診や健康づくり活動への参加において、ポイントをとめると特典を利用することができる健康マイレージ事業が全国的に注目されております。

健康マイレージ事業は、生涯を通じた健康づくりを推進するため、その取り組みをポイント化し、健康づくりへの積極的な参加を促進する仕組み事業で、健康診断の受診率を上げ、健康づくりに励むことで医療費や介護費の抑制につながり、住民相互の交流や地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにもつながる施策であります。

実際に静岡県や愛知県では、県との協働で多くの市町、静岡県24市町、愛知県40市町がこの取り組みを積極的に行っており、特に静岡県は、健康寿命第1位と効果を上げて

おり、大きな成果も報告されています。岐阜県では、岐阜市や関市で実施されております。

本町においても、健康寿命延伸に効果が期待される健康マイレージ事業を導入してはいかがでしょうか。

以上、健康づくりは「自分の健康は自分で守る」、これが基本であると思いますが、町民が日ごろから健康を強く意識する啓蒙活動や、多種多様な健康づくりメニューを導入した健康づくり活動の推進、健康寿命の延伸に一層の力を入れて取り組んでいただきたいと思います。町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

一般質問、上野賢二議員から御質問いただいております、健康寿命の延伸に向けた取り組みについてお答えをしたいと思います。

御質問にもありましたが、我が国の平均寿命は、生活環境の改善や医学の進歩等により世界有数の水準に達しております。人口の急速な高齢化とともに、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合は、着実に増加しており、これに伴って、要介護者等の増加も深刻な社会問題となってきました。

町民の皆様が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、一層の健康増進、発病を予防する1次予防の対策を推進することが認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間、いわゆる健康寿命の延伸等を図る上で極めて重要なことであると認識をしております。

お尋ねの第1点目、平均寿命と健康寿命についてでございます。

輪之内町の平均寿命は、男性79.4歳、女性85.8歳となっております。健康寿命については、いろんなシステムがあるようではございますけれども、国保連合会のKDBシステム、これは国保データベースの略だそうでありましてけれども、このシステムで算出した数値でいいますと、輪之内町では男性が65.3歳、女性66.9歳となっております。このKDBシステムにより国の健康寿命を算出すると、男性は65.2歳、女性は66.8歳、ちなみに岐阜県全体でいいますと、男性は65.5歳、女性は67歳となっております。

なお、上野議員が御質問の中で示された厚生労働省が公表している健康寿命、質問の中にございました、男性70.42歳、女性は73.62歳という数値でございますが、これは実は要支援者も健康な者に含めて算出されている数字です。先ほど申しましたKDBシステムによる数字は、要支援者と要介護者を除いた数字で計算されております。したがって、KDBシステムによる健康寿命の年齢は、かなり厚生労働省発表数値よりも低くなっているということ、計算の違いがあるということだけ御理解いただきたいと思いま

す。

2点目の健康寿命延伸の取り組みと今後の展開についてであります。

輪之内の健康づくり事業は、輪之内町健康計画・食育推進計画に基づいて、「みんなで楽しく取り組もう、広げよう“健康づくりの輪”」を基本理念として、生活習慣や食習慣の見直し、そういったことをしていくために、みずから改善し、継続できるような肥満対策の教室や、ウォーキング教室、健康相談等を行っております。また、各種検診の受診率を上げるために無料クーポン券の発行や検診助成等を実施しており、少しずつではありますが、検診受診率の向上に寄与しているものと考えております。

また、老化に伴う身体機能及び認知機能を維持するための介護予防への取り組みというのですが、通年で介護保険サービス事業者に委託して、転倒予防教室、認知症予防のための脳リフレッシュ教室等を実施しております。

現在、各地域で活動される単位の老人クラブは、20クラブで1,600人余りの会員が在籍しておられます。ここでも各種スポーツ活動を中心とした健康づくり、仲間づくりや、地域貢献のための奉仕活動等々、明るい長寿社会づくりに全員みずからが取り組まれておるといふ状況でございます。

また、シルバー人材センターというのがございますが、これは60歳以上で元気に働く意欲のある方、現在、100名ほどが会員として登録をされて、自主・自立、協働・共助の理念を持って、おの希望や経験、能力に応じて、生涯健康であることを目標にして日々の仕事をしておられます。

各地区でも、また住民主体の活動が立ち上がっております。地域の区長さん、民生委員さん等が中心となって、さまざまな出会いと触れ合いの場づくり、一例を挙げれば、福東地区での「カフェふくろう」や「サロンなかよし」等々がございますけれども、そういった触れ合いの場づくりをしております。

今後とも、生活習慣病予防対策、予防接種、各種健診、介護予防等を総合的に推進することにより、家庭や地域、健康づくりにかかわる関係者、関係団体と連携しながら、個人の健康づくりを支援してまいります。

3点目のロコモティブシンドロームについてであります。これは筋肉や関節、骨等といった運動器に障がいが起こって要介護になるリスクが高い状態になること、そんな定義がされておるようであります。要介護となる原因の約20%ほどが運動器の障がいによるものだと言われております。

町としても、健康づくり、介護予防を推進していく上で、それらへの対策というのは非常に重要であろうと考えております。

現在、保健センターの活動として、腹まわりスッキリ教室やウォーキング教室の一環としてロコモティブシンドロームについての講義、いわば知識の普及、そういったこととか、筋力、骨密度を高める運動指導を実施しております。地域包括支援センターでは、

高齢者を対象に骨密度の測定を実施しており、今年度から新規事業として、壮年期を対象に骨密度検診を導入したところであります。

今後とも、さらにロコモティブシンドロームに対する認識を深めていくことは当然でありまして、保健センターと地域包括支援センターが連携して、その対策や予防事業を継続的に推進していきたいと考えております。

それから、4点目の健康マイレージ事業の導入に関してであります。

今まで申したとおり、健康づくりというのは多くの方が継続して取り組むことが何よりも重要であります。しかしながら、若者や健康に現在不安のない方の中には健康づくりに関心が薄い方も結構いらっしゃる、それが現状でございます。健康づくりに無関心な方々にも生活改善を促す一つの仕掛けとして、御提案のありました「健康マイレージ事業」は、有効な施策の一つであろうと考えております。

また、高齢化、人口減少が進んでも、地域の方々が身体面の健康だけではなくて、生きがいを感じて、安全・安心に豊かな生活が送れる「健幸」、これはちょっと言葉ではわかりづらいんですが、健やかで幸せにと書いて「健幸」という一つの造語があるんですけども、こういう健幸であるために、地域で暮らすこと、この健幸になれるまちづくりというのが一つのテーマとして求められているんじゃないかなと、そんなふうに思っております。そのためには、生活習慣病等の予防が重要であることに加えて、地域の住民の皆さん全体が日常の身体活動量の増加をさせていく、こんなことが大事なんだろうと、重要な課題になるんだろうとっております。

この事業は、日ごろの健康づくりへの取り組みをポイント化し、健康づくりへの積極的な参加を誘導する仕組みであるとともに、住民の検診受診率を引き上げ、健康づくりに励むことで、結果として医療費や介護費の適正化につながることもできるものと認識をしております。町が実施している健康教育や、各種検診の受診の勧奨、保健指導等の生活習慣病予防の普及啓発をさらに展開させるものであり、住民がみずから健康を意識し、健康づくりに参画する手だてともなると考えております。

岐阜県でも健康マイレージ事業に関する調査がなされておると聞いております。したがって、県の動向も視野に入れながら、町として、これら事業の実施に向けての検討をしてみたいと考えております。

健康は目標ではなく、心豊かに生活していくための手段であります。平均寿命の延伸や、健康寿命との差を一つの指標として、健康増進や疾病の予防、介護予防等々、健康づくりの展開が個人の生活の質を向上させるために必要であるとともに、医療費、介護費の適正化につながるものであると考えております。

年齢や心身の状態にかかわらず、能力や状況に応じ、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまちづくりを心がけ、今後も町民の健康づくりの取り組みを拡大してみたいと考えております。

以上で、上野賢二議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(1 番議員挙手)

○議長 (小寺 強君)

1 番 上野賢二君。

○1 番 (上野賢二君)

ただいまは私の意を介した御答弁をいただきました。ありがとうございました。

輪之内町の平均寿命、それから健康寿命ということで数値を出していただきましたが、その測定によって違ふと、もう少し上がるということでございましたが、恐らく全国的な平均とそんなに大差はないんだろうというふうに思います。

それから、一般質問を出してから、ちょうど9月14日に新聞報道がありまして、全国の100歳以上の高齢者が6万5,692人、参考までに岐阜県は1,012人ということでございまして、6万5,000人を超えた。平成元年は3,000人だったということで、平成になってから20倍以上にふえておるということで、近年の増加の数を見ますと、少なくとも3,000人から4,000人強、毎年増加しておると。今後も同じような傾向が続くだろうという見方をされておりますが、驚く数字で、100歳以上の方が6万5,000人もいると、これは一つの都市が形成されるというような数でございまして、本当にびっくりしたわけでございますが、平均寿命のこういった延びに対して、健康寿命も徐々には延びております。延び率が平均寿命に対して小さいものですから、その差がどんどん拡大しておるということでございますので、この健康寿命を延ばすということがさらに重要になってくるのではないかなあというふうに思います。

それと、先ほどの質問の中で触れましたが、静岡県と愛知県が県を挙げて健康マイレージ事業を推進しているということで、ちょっと数値を調べてきたんですが、これは平成22年のデータでございますが、平均寿命は、静岡県は10番ぐらい、愛知県は20番ぐらい。女性に关しますと、静岡県は37番で、愛知県とほとんど同じような数値で出ていますが、これの健康寿命を見ますと、男性は愛知県が1位、静岡県が2位と、女性は静岡県が1位で愛知県は3位と。平均寿命が低いのに健康寿命は全国トップクラスを競っておるといふようなことで、この健康マイレージ事業というのは、これはどういふ因果関係があるのかわかりませんが、そこら辺のところ、この数値を聞かれて町長はどんな感覚を持たれますか。やっぱりこれはきいているんじゃないかと、こういった事業を推進しておるといふことが、こういった健康寿命の延伸を図っているんじゃないかなというふうに私は思いますが、この辺の御意見もいただきたいと思ひます。

それから、健康寿命の延伸は、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略にも掲げられております。ということで、荒川経営戦略課長、それから田中福祉課長にも、御意見なり、お考えを伺えればと思ひます。

○議長 (小寺 強君)

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

大変大切な御示唆をいただいたと理解をしております。

まず、幾つか評価、それから今後の方向性についてもお話がございました。おっしゃるとおり、現在、統計のとり方の差はあるんでしょうけれども、健康寿命、それから平均寿命について、それぞれ各種統計の中で見た限り、岐阜県が特別低いという状況ではないと、平均レベルのものだと思っております。

それから、100歳以上の老人につきましては、まさしくおっしゃるとおり、これは多分有史以来と言ってしまうくらいのスピードで100歳以上の方がふえていて、それはそれで喜ばしいことではございますが、ここの中で健康な方がどれだけおるかということも一つ興味のあることとして、今後のデータの分析をまつ必要があると、そんなふうに思っております。

それから、一つ御示唆いただいたように、健康マイレージ事業を導入している2つの県で、平均寿命はそんなに高くないのに健康寿命は飛び抜けて高くなっている、これはどういうふうに分析するかという、個々の1対1の分析ではこういう数字というのは結果は出ないと思えますけど、既に全体像として結果は明らかで、何らかの効果があつたからこうなったんだという蓋然的（がいぜんてき）な意味での因果関係というのはあるんだらうと、そんなふうに思っております。そういう意味では、先ほども、これから県と連携はしつつも、積極的にこの健康マイレージ事業の導入に取り組んでいきたいと申し上げましたけれども、その方向でいきたいなと思っております。

先ほども申しましたように、これはまちづくりの大きなテーマでもある。さっき介護保険、それからいろんな各種医療保険の関係を申しましたけど、これはそれを下げるためにやるということじゃなくて、やった結果、結果的に下げるといふ、順番を間違えると何か論点がずれてしまいますけど、私たちは、やっぱり健康寿命を延ばして、そして結果として幸せな暮らしやすい地域づくりにつながっていったらいいのかなと、そんな思いでやっておりますので、今後とも、どうか御理解を頂戴したいと思います。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 田中久晴君。

○福祉課長（田中久晴君）

輪之内町で今年度100歳になられる方は、1名見えます。昨年もお見えでした。輪之内町でもそういった長寿の方がお見えでございます。元気に生活することが、その結果として健康寿命を延ばすというようなことを考えますと、現在行っております各種の予防関係の施策ですとか、そういったものをさらに努めていく、そういったことが大切であり、またその中において、今回、御提案がありました健康マイレージ事業につきましても、その一つの施策として考えていくべきものであるというふうに認識しております。

ので、先ほどの町長答弁の中でしたとおり、積極的な考え方として進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（小寺 強君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

先ほど上野議員の御指摘のように輪之内町の総合戦略には、この「健康寿命の延伸」というカテゴリーを設けて、人口減少に歯どめをかけるという施策を計画として掲げております。

その中で、今、御案内のように少子・高齢化に伴いまして人口減少が進む、そういった中で人口構成もかなり高齢者がふえてくるだろうという予測の中で、やはり生産年齢人口が減ってくる。そうすると、社会経済のパイも縮小してくる。そうすると、税金等の減収も余儀なくされる、そういった予測の中でいかに人口を減らさないかというのがこの総合戦略に掲げる課題であります。

その中で、御案内のように高齢者の健康寿命の延伸という項目を掲げておりまして、K P I（重要成果指標）として、健康寿命延伸に関しては、介護認定率の減少ということもK P I（重要成果指標）として掲げております。実績として、平成26年度策定時から去年1年間の成果指標でいきますと、0.1ポイント減というふうになっておりまして、その中で一定の効果が出ておるのかなということも考えております。

また、その中に一つ項目として検診受診率の向上というのも掲げております。議員御提案のマイレージ事業は、先ほど町長、そして福祉課長の答弁にもございましたように、この総合戦略を推進する上でも非常に重要なツールであるというふうに私も認識しております。

そういった意味からも、この御提案のありましたマイレージ事業につきましては、前向きに検討するべきだというふうに考えております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

御説明ありがとうございました。

輪之内町もいろんな施策を講じて、一生懸命やっていたらというふうには理解しております。健康診断の受診率も県トップだということもお聞きしておりますが、いずれにしても、受診率トップといたしましても40%台ということで、半分にも満たしていないということでございますので、さらなる上を目指して取り組んでいただきたいというふうに思います。

これからマイレージ事業ということは一つの施策でございますが、他県とか他市町の

施策や動向を研究しながら、輪之内町にとってどういったことが有効であるかというようなことを鋭意努力していただくことをお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

続いて、お尋ねいたします。

まず、生活保護行政についてお伺いしたいと思います。

アベノミクスの進展によって格差が広がり、仮にTPPが批准されますと、輸出の恩恵を受けられない農家や中小業者など多くの町民は、ますます生活が困難になってまいります。生活に困窮しても安心して暮らせる町にしていくため、我が町的生活保護行政の現状と今後の方針についてお伺いしたいと思います。

まず、ここ数年の生活保護申請件数と保護開始件数、現状の生活保護受給世帯数と人数を教えてくださいたいと思います。

町民は、誰でも生活に困窮し、生活保護を受けようとするときは、役場福祉課、または社会福祉事務所に保護申請をすることができ、担当課はそれを受理し、2週間以内に保護を開始するか否かの通知がなされることになっております。

2013年の法改正で保護申請に当たって申請書の提出が義務づけられましたが、申請書提出の義務づけは、申請のハードルを高くし、申請権の侵害につながるのではないかと、いう共産党議員の質問に対し、政府側答弁は、従来から保護の相談に当たっては、申請権を侵害することのないよう適切な窓口対応に努めるよう通知している。申請事項や申請時の様式も含め、現行の取り扱いを変えるものではないと答弁しております。

すなわち、申請時に申請書がなくても口頭での意思表示があれば、その時点で受け付けるということであります。そして、その時点から2週間以内に保護を開始するか否かの通知をしなければなりません。当町においてはそのように対応しておられるのかどうか、確認させていただきたいと思います。

今年6月議会におきまして国保世帯で7割軽減世帯の所得状況をお聞きしましたが、7割軽減世帯は289世帯、440人、そのうち所得ゼロの世帯は199世帯、そして7割軽減世帯の平均所得は5万4,000円ということでありました。このことは7割軽減世帯のかなりの世帯が生活保護基準以下ではないかと思いますが、どのように把握しておられるか、お伺いしたいと思います。

ちなみに、当町における生活保護基準額は、仮に40代の夫婦と中学生、小学生の4人世帯の場合、生活保護基準額は幾らになるのでしょうか、教えてくださいたいと思います。

また、27年度の決算説明書では、小・中学生の要保護者はゼロ人、準要保護者は25人

ということですが、実際にはもっと多くの児童・生徒が対象になる可能性が高いと思いますが、教育課において積極的に対応していただきたいと思います。

次に、公契約条例及び中小企業・小規模企業振興条例の制定についてお伺いします。

岐阜県は、昨年、平成27年4月に岐阜県公契約条例、そして今年4月に岐阜県中小企業・小規模企業振興条例を制定し、施行されております。私は、これらの条例は、地域経済の発展と住民の生活向上のために果たす地元中小業者の役割の重大さに注目し、小規模事業者を含む地元業者の持続的な発展のための施策を講じるために制定されたものと認識しております。

公契約条例は、発注者側には適切な公契約の締結、適切な価格の積算、発注の平準化、県内事業者の発注機会の確保等、努力義務を課し、そして事業者側には、県内の下請人選定と公正な契約を締結することなどの努力義務を課しております。

中小企業・小規模企業振興条例は、県内の総企業数のほとんどを占める中小企業、そしてその大部分を占める小規模企業が岐阜県経済の発展に大きく貢献していることから、中小企業・小規模企業の持続的な発展に向けた取り組みを支援していく必要があるとしているのであります。

当町においても地元業者の経営の安定は、我が町の持続的な発展に欠かせないものと思います。これらの条例の「岐阜県」を「輪之内町」に置きかえ、輪之内町の特色を生かした条例を制定するよう検討していただきたいと思います。

なお、町内の建設業者から工事発注に関して陳情があったとお聞きしましたが、その内容はどのようなものだったのか、またどのように対応されたのか、あるいは今後対応しようとしておられるのか、お聞かせください。

次に、地域協働水質改善に名をかりた親水広場建設工事中止を求めたいと思います。

今年度当初予算で地域協働水質改善事業の最終年度事業として、中江川に親水広場なるものが計画されております。そのために、当初予算においても過去最高の1,400万円近い予算が計上されております。

当初予算の説明で町長は、町民が水と親しみを持つことで水質改善への関心が高まるよう、中江川において親水広場の整備を行うと述べられました。町長は、水質改善に対する町民の意識が低いと考えておられるのでしょうか。

大樽川の水質改善は、町民の関心の高まりや意識の改革で進むものではありません。既に多くの町民は、これまでずっと町内河川の水質悪化に心を痛めており、何とかしてほしいという声が相次いでおりました。

私は、こうした町民の声を受け、これまでたびたびこの問題を取り上げてまいりました。そして、ようやく地域協働水質改善事業として行政が重い腰を上げたということではないでしょうか。

大樽川の水質悪化の最大の要因は、大樽川が流れのない川になっていることにありま

す。大樽川に流れを取り戻し、水の入れかえをしない限り水質改善は望めません。

今でも大樽川、中江川、東・西江川、その上流部では透明な水が流れているのであります。川の水位が下がれば、上流部の流水部分が拡大されることとなります。また、下流部においては、水位が低ければ、それだけ貯留水量が少なくなり、水の入れかわりが早くなります。

中江川上流部に浄化用井戸を設置しましたが、現状では大樽川の水質改善には全く効果はありません。しかし、水位を下げ、貯留水量を少なくすれば幾らかは効果があるかもしれません。用水確保等に必要な最小限の水位を確保した上で、極力低水位で運用すべきと思いますが、見解をお伺いします。

今年度建設が予定されている親水広場は、逆にある程度の水位を確保する必要があるかと思いますが、これでは水質浄化に逆行するのではないのでしょうか。町長は、この親水広場が水質改善にどのように効果があると考えておられるのか、お聞かせください。

財政が厳しいと言って町民にさまざまな負担や我慢をお願いしながら、その一方で、不必要な事業に膨大な資金をつぎ込むことは許されません。

決算委員会で中江川浄化用井戸の電気代が毎月3万5,000円かかっていると言われました。なぜそんなにかかるのか。建設以降のポンプの毎月の運転時間及び電力使用量と電気料金を100ボルト、200ボルトごとに明らかにして説明していただきたいと思います。

中江川の浄化用井戸建設も、費用対効果から見れば無駄な工事であったと言わなければなりません。この上、さらに無駄を重ねることは許されないと考えます。親水広場建設は中止していただきたいと思っております。町長の考えをお聞かせください。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

森島正司議員から3点の御質問をいただきました。順次、お答えをさせていただきます。

1点目の生活保護行政についてお答えをしたいと思います。

当町の生活保護申請数は、平成26年度が3件、平成27年度4件、今年度は現在まで1件であり、保護の開始件数も同数であります。また、現在の生活保護世帯と人数は、14世帯、14名であります。

生活保護の申請の際には、実施機関である西濃県事務所の福祉課とともに生活保護制度の内容説明を行って、資産や能力等を活用しなければならないこと、それから毎月の収入状況を申告すること、最低生活を保障、援助するために指導や指示に従わなければならないこと等、義務や制約があることを相談者に御理解していただいた上で申請書の記入をお願いしております。これは、法改正以前の運用と何ら変わるものではございません。

その後、町からの進達により、実施機関である、輪之内の場合で言うと、西濃県事務所の福祉課が預貯金、生命保険、その他の資産の活用や扶養義務者の援助等の調査を経て保護の要否が決定されるものであり、生活保護法の規定に基づき適切に実施されているものと理解をしております。

なお、生活保護基準額ですが、厚生労働大臣の定める幾つかの基準により実施機関が決定するものでありますが、質問にあります40代の夫婦と中学生、小学生の4人世帯という仮定の中でお答えしますと、例えば年齢区分は、その中で8区分に分かれ、40代の夫婦であれば41歳から59歳の区分を適用する等々がございます。家庭の世帯の各区分を積算してみますと、これはあくまで仮定の積み上げであります、20万4,360円という数字になります。これはあくまで基準生活費であり、その世帯に収入があれば、その収入から生活保護における控除額を差し引いた額と比べて不足分を補う扶助として支給されるものであります。

また、7割軽減世帯をどのように把握しているかとの御質問でございますが、国保税の軽減判定は、国民健康保険税条例というのがございますけれども、これに基づいて実施しており、その世帯の国保加入者と擬制世帯主の所得の区分により判定をしておるといふことでございます。

一方で生活保護は、課税の対象となる所得額ということよりも就労や年金等の収入額、その他に資産や能力等の活用、扶養義務者からの援助等の要因、さまざまな要因がございますが、それらを加味して決定をされております。そういう意味でいえば、国民健康保険税の7割軽減というものと生活保護基準というものは直接的にリンクしているものではないということをお知らせしておきたいと思っております。

しかしながら、課税部局で税金を支払うことが困難な方、個別に納税相談を実施し、その成果状況の把握に努めておるところでございます。その際、納税相談を通じて生活困窮のため生活保護を相談される方については、関係部門に連絡する等、横連携を緊密にして町民の方の生活再建に努めているというところでございます。

また、学校での要保護・準要保護の対象となる児童・生徒についてもお尋ねがございました。このことについては、輪之内町要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱というのがございますけれども、こういうのを設けておまして、町内各小・中学校の在籍者のうち、経済的な理由により適切に就学させることが困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品や通学用品の費用、校外活動や修学旅行費、学校給食費等を援助しておるところであります。

この運用につきましては、新入学の児童・生徒及び各学年全ての児童・生徒の保護者宛てに、毎年、学校を通じてお知らせをしております。したがって、漏れのないように対応しておるといふふうに理解しております。

今後とも、保護者からの申請、学校との情報連携を図りながら、児童・生徒の就学及

び育成の円滑な実施を図ってまいりたいと、そのように考えております。

それから、2点目の公契約条例及び中小企業・小規模企業振興条例の制定についてのお尋ねがございました。

森島議員も既に御承知のとおり、岐阜県では、平成27年3月24日に岐阜県公契約条例を公布しております。また、平成28年3月29日には、岐阜県中小企業・小規模企業振興条例も公布をしておるところでございます。

まず、公契約というのは、国・地方公共団体が行政目的を遂行するために民間企業や民間団体と締結する契約のこととされております。公契約には、国・地方公共団体が民間企業に発注する建設工事や公共施設の清掃等の業務委託など、多くの公共サービスに係る事業が含まれております。

この条例制定の背景には、近年、企業間の価格競争が激化して、落札額の低下が進み、サービスの質の低下や、そこで働く労働者がワーキングプアとなるような労働条件の悪化というのが背景にあるようではありますが、そこらが背景になっているのかなと思っております。

したがって、適正な価格で積算し、労働者には適正な賃金や労働条件を確保し、質の高い公共サービスが提供されるという好循環、こういうものをもたらすことによって地域の経済の活性化を図るために、そんな目的で条例化して、基本理念や地方公共団体の責務や事業者の責務等々を明確化、そして義務づけ、あるいは努力義務を課すというのが公契約条例の趣旨であり、内容であろうかと思えます。

ここで、岐阜県公契約条例について少し述べさせていただきます。

岐阜県が発注する事業者向けの広報によりますと、この条例は、公契約の適正な履行と質を確保するとともに、事業者の皆様が取り組まれている、よりよい職場づくり等の後押しとなるよう、基本理念や関係者の責務を明らかにして、県の入札制度のより適切な運用を図ることを目的に制定したというふうにしております。

また、当該県条例の適用範囲でありますけれども、これは県が発注する工事、または製造その他についての請負契約としております。ここでは基本理念のほか、県の責務、それから県と契約しようとする事業者及び下請人の責務や社会的責任が明記されております。

御案内のとおり、全国では条例化した地方公共団体も既にございますが、条例の対象となる公契約の内容が「建設工事・業務委託・指定管理」としているものとか、「建設工事・業務委託」としているもの、それから中には「建設工事」のみとしているものなど、内容はさまざまであります。また、理念的な条例や労働環境の整備などを規定したもの、それから建設工事の質の確保などを規定したものなど、規定内容もさまざまあります。条例化するに当たっては、それぞれの地域の状況に応じた公契約条例の要件を明確にする必要があると考えております。

現在、輪之内町では条例化しておりませんので、当面は岐阜県公契約条例の内容を当町が発注する場合の参考とし、また平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律、こういうものがございませけれども、こういった法律も遵守しつつ事務を進めてまいります。なお、当然のことながら、公契約条例制定を目指す、その趣旨に異を唱えるものではございません。これは念のために申し上げておきたいと思っております。当町においても条例化が必要と判断したときには、当然、適切な対応をしてまいります所存であります。

また、岐阜県中小企業・小規模企業振興条例においては、既に当該条例の第5条において市町村の役割が明記されております。この規定に従って、国・県及び他の市町村と連携し、地域の特性を生かした施策を実施するよう今後とも努めてまいります。

なお、質問にございました、町内の建設業者さんからの工事発注に関する陳情につきましては、どこからの情報なのかわかりませんが、現在のところ、私どものほうではその内容等を含めて承知はしておりませんので、お答えはできない状況であります。

次に、3点目の地域協働水質改善に名をかりた親水広場建設工事の中止についてお答えをしたいと思います。

大樽川をきれいにするという活動は、皆さん御承知のとおり、グラウンドワークの大樽川河川清掃や、西濃水産組合の河川清掃活動が以前から行われております。大樽川関連の河川をきれいにすることを目的に、町民、団体、行政等、地域社会が一体となって活動をするということでございます。

平成24年度に森林環境税の県補助事業メニューとして、この地域協働水質改善事業が採択をされたところでございます。この採択に至るまでの経過につきましては、御質問の中で森島議員はみずからの考えを述べておられますけれども、それは御意見は御意見として頂戴をしておきたいと思っておりますが、ここで1つ、これは何でもない、与件を入れない、事実だけ申し上げておきますが、町民の関心度につきましては、平成25年9月に実施した町民アンケートによりますと、ふだん川を見る人は36%、ということは3人に2人はほとんど見ない、たまにしか見ないという回答でございまして、残念ではありますけれども、河川について十分関心があるという結果というふうには、ちょっとこのアンケートからは言えないかと思っております。

ただ、アンケートがこうだからといって町民の関心が低いと、即断も私はいたしません。関心のある方は非常に関心があることも事実でございます。そういったことも踏まえながら、今後のあり方について検討していく必要があるんだろうと思っております。

また、河川をきれいにするための効果的な取り組みは何なんだということについては、定期的なごみ拾いでありませとか、川に流れをつくるという御意見が多くございました。

これらの御意見をもとに、水にかかわる町内関係団体や企業ですとか、県の環境や土木関係の職員さん、それから東海農政局の職員さんや大学の先生などで構成されてお

ます輪之内町地域協働水質改善協議会というのがございますけれども、ここで検討していただいて、さまざまな実証実験や検証を踏まえた結果、昨年度、中江川をモデル地域として水質浄化用に井戸の設置を行ったところでございます。

この井戸でございますが、4月から9月までは、御案内のとおり、輪之内全体がほ場のかんがい期であります。したがって、河川の水が泥水で濁っておる状況でございますので、くみ上げての放流は行わずに、10月から春までの非かんがい期にくみ上げ放流を行い、かつ排水機に余分な費用がかからないように、排水樋門が自然に開く干潮時に合わせて行うことにしております。

このような考えに基づいて、効果の見込めない時期に余分な費用をかけることもありませんし、また計画した放流時期でないために、ポンプによる放流もしてこなかったことを御理解いただきたいと思えます。ただし、自噴水については、原則開放して放流をさせております。

次に、井戸の電気代についてお尋ねがございました。ポンプ用として200ボルトの低圧、33キロワットで、基本料金は全て込みで3万7,066円、並びに電灯用として100ボルトの30アンペアで、基本料金は842円という契約となっております。

電力使用量と電気料金は毎月まちまちであります。2キロワットから1,857キロワットで、3万9,365円から6万5,449円ということとなっております。

また、この地域協働水質改善事業の最終年次である今年度の事業として、中江川に「親水広場」の建設を計画しております。これは、長年にわたり、もっと町民の方に水に触れていただき、水に親しみを感じていただきたいとの思いもございましたことから、先ほどお話しした地域協働水質改善協議会で御検討いただいて建設する運びとなったものでございます。

各種方面からの御意見を頂戴して計画した親水広場でありまして、水位に関係なく水面に触れていただけるような設計上の配慮もしておるところでございます。

それから、井戸からの放流についても、まだ本格稼働はしておりません。非かんがい期を迎えて継続的に実施することになるかと思えます。したがって、現時点での費用対効果を求めるということは、実績が不確定な中でその効果を確認することは時期尚早ではないかなと、そんなふうに思っております。

したがって、非かんがい期での本格的な放流の際には、より効果的な方法、その対策、効果について検討を重ねてまいります。

以上で、森島議員の答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

まず、生活保護の関係ですけれども、この数年の間の26、27、28の申請件数と保護開始件数、今、教えていただきました。いずれも申請件数イコール採用件数というふうにお伺いしました。それで、現在は14世帯の14名、要するにひとり世帯の方だというふうにお伺いしました。

それで、この申請件数がこの3年間で8件だということになるわけですが、今、国保の7割軽減世帯について、最初の質問でもお伺いしましたが、所得ゼロの世帯が199世帯だということですが、この所得ゼロの199世帯は、今、わからないかもしれませんが、何人ぐらいおられるのか。もちろん、複数の世帯の方もおられると思うんですけども、これらの方々がどのように、所得ゼロということは年収どのくらいになるのか。これは税務課にお伺いすればわかるかと思えますけれども、そういう方々が、今、輪之内町の夫婦と子供2人の世帯、これは平均とは言いませんけれども、で20万4,360円の生活保護基準額であるということですが、このそれぞれの、もちろん1人でこれだけあるわけじゃないんですけども、この所得ゼロの世帯というのは生活保護基準所得以下の世帯が何世帯かあるんじゃないですか。その辺をどのようにつかんでいるかということをお伺いしたい。

そういった方に対して、税金を滞納した場合には納税相談に応じるといって、分割納税とか、そういうことをやられているわけですが、納税相談のときに生活保護申請のアドバイス、あなたの世帯は生活保護基準以下ですから生活保護の申請をしたらいかがですかと、そういうような指導はされないのかどうか。

この所得ゼロが199世帯というのは非常に重大だというふうに私は認識しているんですけども、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それから、学校の要保護者はゼロ、準要保護者が25人ということですが、これも要保護者ゼロということは、生活保護を受けている方がゼロだということだけであって、生活保護基準以下の所得の世帯も、先ほどの国保の7割軽減世帯の状況を見れば推定できるわけですが、学校のほうとしては保護者にそれなりの通知文書を出してやっておられると思いますけれども、例えば学校給食費の滞納がある、そのような方に対して所得状況などを確認しているのかどうか。そういうことも含めて、もし生活保護基準以下の世帯であって、そして申請すれば生活保護の対象になるというのであれば、そういうふうなアドバイスをしていただいて、そうすればこれも要保護者の対象になってきて、町民の方も救われる。給食費が払えないから、肩身の狭い思いをしなくても済む、そういうことになるわけですが、その辺のところをどのように所得状況などを把握するように努力しておられるのかどうか、そういったことをお伺いしたいと思います。

それから公契約条例につきましては、これは県のほうのそれに基づいてやっていくと言われましたので、それを参考にしながらやっていく。そして、できたら輪之内町とし

てのそういう条例を制定するのは、地元の発展のためにも必要なことでないかなというふうに思います。

それで、今、町長のほうから地元の業者からの陳情は知らないというふうに言われましたが、建設課長は御存じのはずじゃないですか。建設課長は、これは陳情はあったけれども、町長には報告していない、こういうことなんですか。

この陳情書というのは、町長 木野隆之様宛ての陳情書が出ておるわけですが、これを町長は御存じない。建設課長は、これを自分の判断で対応しているということなんですか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、大樽川をきれにする活動、これは以前からグラウンドワークとか何かでやられておりますけれども、グラウンドワークというのはあくまで住民の参加を求めて、みんなでやっつけよう。しかし、本来の水質悪化の原因というものを住民に押しつけているというふうに私は思います。だから、もちろん住民の意識というものを無視するものでありませんが、ごみ拾いということも必要なことでありますけれども、やはり構造的に大樽川が流れない川になっている、ここに最大の問題がある。したがって、大樽川に流れを取り戻すには構造的な改革をしない限り、これはきれにならない。幾ら親水広場をつくっても、大樽川の水はきれいにはならない。いかに流れを取り戻すか、そういうことが必要ではないかというふうに思うわけでありませう。

今、大樽川の水を揖斐川に排水する禹閘門がありますけれども、今は両門ともあけてありますけれども、一時はあれが全閉してあった。自然排水をしないようになっていた。この8月にも、2門あるゲートのうち、1門は閉じられている。今は、私、けさも見てきましたけれども、2門ともあいている。だから、自然流下でやる場合と、自然流下できない場合はポンプでかき出す、こういうことをしない限り大樽川の浄化は進んでいかない、このように思うわけですが、そうやって水位をコントロールする、こういったことについてはどのように考えておられるのか。やはり水位を下げ、あるいは前も提案したことがありますけれども、中江川にしても川幅が広過ぎる。もっと流水部分と、それと出水時の断面積確保のためにやるというふうに、2段式の河床にしたかどうかという提案をしたこともありますけれども、そういう構造的な改善が必要ではないかというふうに思うわけですが、要するに常時は水源のない輪之内町においては、水源に応じた断面積にしないと回らないということになりますので、そういう検討をしていただきたい、そういったことがほとんど考慮されていない。

今、ポンプを設置したけれども、1,000万円以上も膨大な金をかけてポンプを設置し、そしてやっているけれども、ほとんど運転しない。これで費用対効果はどうなのかと聞いたら、現時点でそのようなことは考えていないというような答弁でしたけれども、費用対効果も考えないで膨大な工事を行うというのはいかがなものかというふうに思います。

今の親水広場で、これはやはり住民の意識を啓発するというのが目的になると思いますけれども、住民の意識啓発で水がきれいになるのかどうか、その辺のところをもう一度教えていただきたいと思います。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかの御質問がございました。

まず、生保の申請件数の関係でございますが、増加傾向にあるということは数字から見ても確かでございます。今後とも生活保護制度の適切な運用に、決定権者であります県とも情報交換しながら適切な運用に努めてまいります。

それから、公契約条例については先ほど申し上げたとおりかと思えます。

それから、大樽川の水質浄化、本来の水質浄化というのは構造的に上流部に水源を求めるべきではないかということではありますが、結果としてはそういうことだと思いますが、なかなかそれが実現しないものですから、流水を取り戻す一つの手段としてできることからやっていくということで、中江川の水質浄化のための揚水施設をつくっているということがございます。

先ほどいろんなオペレーションに関する御提案がございました。いろんな考え方があられるわけですが、適切な揚排水のコントロール、それらのオペレーションの適正化を図ることは当然のことですので、今後とも考慮を加えていきたいと、そんなふうにお思っております。

それから、先ほどの話の中で効果を、私はまだ本格的に非かんがい期に井戸水の揚水の運転をしていないから、まだちょっとその結果を云々するのは時期尚早ではないのかなと申し上げただけで、ちょっと何か運転の費用対効果、やるべきときにやらずにおいて云々という、そんなふうにも、私の受けとめ方の間違いなら申しわけないんですけども、そこは私が先ほど申したのは、運転することによる費用対効果というものを検証するに至る期間は、まだ経過していないということを申し上げたということを御理解いただきたいと思えます。

残余の件につきましては、各担当課長からお答えをさせていただきます。

○議長（小寺 強君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

森島議員の御質問の中で生活保護世帯の関係でありまして、7割軽減世帯が6月議会です所得ゼロの世帯は199世帯あると、まずこれをどのように考えておるかということ、またその年収はどのようなことであるかと、また課税当局が納税相談に見えたときに、適切に生活保護のことを指導しておるかというような御質問かと思えます。

町長の答弁の中でモデル的なケースで先ほど御答弁しましたように、生活保護基準では月20万円ほどということですので、年間240万ほどの生活保護費がその世帯には支給されるのではないかと。それに引きかえ、7割軽減世帯は、5万4,000円の所得で生活できるのかという趣旨であろうかと思えます。

ここで一つお話をしたいのは、税制上の収入と所得ということをまず御理解していただかないと次の論点に入ることができませんので、何とぞそこはよろしくお願ひしたいと思えます。

例えば、年金生活者の世帯がありまして、お2人が生活してみえる場合、収入は、年金生活者は120万円までは所得がないというふうにとります。また、国保のルールでは、33万円を引いて基準所得額というのが出ます。5万4,000円というのは33万円を引いた残りですので、年金生活者の場合は153万円まで現金収入があった場合は、所得がなしという判定であります。2人見える場合は、300万円を超える収入があっても所得としてはゼロということで7割軽減を適用していきますので、その所得ゼロとか、5万4,000円とかという数字だけでは、その背景を御承知おき願ひたいというふうに思っております。

また、納税相談に見えたときに、生活保護を適切に処理というか御相談を受けておるか、もちろん我々は、町税条例、地方税法にのっとり、まず最初は徴収義務がございますので、いかに税金をお支払いしていただくかということがございますが、お見えになったときに、その滞っておる税金の金額をまず提示しまして、その後、毎月、電気代がどのくらいかかりますかと、食費はどうですかとか、いろんな経費をお聞きしながら、可処分所得がどのくらいあるかということをお聞きして、その中で税金が支払える余裕があれば払っていただくと。また、その生活態度といえますか、生活状態の中では、中には収入はあるけれども、税金は払いたくないとか、そういう方もお見えになれば、それはそういうことではございませんと。まずは、遊興ばかりにお金を使わずに、生活再建のほうでよろしくお願ひします。そして、突き詰めて本当にマイナス続きであれば、それはやはり課税当局を超えて、輪之内町役場という枠組みの中で生活保護の御指導をしております。以上です。

○議長（小寺 強君）

教育課長 中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

先ほどの森島議員の質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたが、輪之内町は要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱を設けております。その要綱の中で対象者としては、要保護者は生活保護法に規定する者、準要保護者は要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者と定めております。

この要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が定めた者というのは、文部科学省の通知により、生活保護法に基づく保護の停止、または廃止を受けた者、地方税法に基づく市町村民税の非課税の世帯、そのほか児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている世帯等と定めておりますので、そのことを保護者の方に通知をして、こちらとしては対応をしております。その保護者の世帯の所得をこちらから確認することは、保護者の同意が得られないことには勝手には所得を確認することはできませんので、まずはこの基準に基づいて保護者の方が申請して、それをこちらは判断し、認定しているという方法をとっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

先ほど森島議員からの業者の陳情に関するところでございますが、確かにおっしゃるとおり、8月下旬に建設業者の代表の方から、町への建設業に関するさまざまな状況等を打ち合わせながら、いろいろ意見を交わしたいというようなことで面談の要請がございました。このことにつきましては、日程等調整がつき次第、後日連絡いたしますので、それまで少しお待ちくださいということでその時点ではお話ししており、今、保留中になっているようなわけなんです。この内容について私のほうから町長にまでは、まだ具体的にはどういったこととか、そういったことを上げていない状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

住民課長 高橋博美君。

○住民課長（高橋博美君）

大樽川の水質改善について、水質浄化には水位を下げて流れをつくる、またポンプを稼働させてはどうかということでございまして、つくりました井戸の費用対効果は、これを考えていないということでございましたけれども、まず排水基準につきましては、農業用の排水も含めた内水排除のための排水施設でございます。水質浄化のためのものではございませんので、これを使うというのは考えておりません。

10月から本格稼働でございまして、ポンプ稼働での放流は、干潮時の自然排水可能時に実施したいと考えております。

また、住民の意識啓発で川がきれいになるのかということでございましたけれども、実施しましたアンケートの中で、まず家庭等、個人ではどういうことをすると川がきれいになりますかという回答の中で、料理くずを出さない、米のとぎ汁とかを植木などに利用すると、無洗米を使用するか、油を流さない、食器を洗う前には油を拭き取ってから行うとか、また洗剤や石けんも適量しか使わないようにするとか、こういったことがアンケートの中で多数寄せられておりますので、町民が個人とか家庭での対策を十分

認識してみえますので、住民の意識が変われば、こういったことで川がきれいになるというふうに考えております。以上です。

(9番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

まず、生活保護の関係ですけれども、7割軽減世帯の所得について、所得ゼロであっても年金者の方では120万ありますよ。夫婦では、120万と、それから153万と両方言われたけれども、153万だと2人で300万はありますよというような話、それから国保税については、基礎控除が33万円だと、それ以下ではゼロとなるんだと。要するに、33万円、2人おれば66万まで収入があるということだと思えます。

それで、今、最初にお聞きしたように、夫婦と子供2人の世帯で20万4,000円が生活保護基準額、それ以下であれば、申請すれば収入との差額が保護される。保護されれば、今、教育課のほうの関係でも、それで要保護家庭になるということになるわけじゃないですか。そうすると、月20万という、かなりの収入だと思うんですけれども、けど、もちろん1人だと20万になりませんけれども、今の生活保護基準からいけば、十分に保護対象になる可能性がある。今、ほかからの援助ということを言われましたけれども、ほかからの援助が、これは義務ではないんですよ。親戚、あるいは親や息子や、そういう親族からの援助というのは、これは義務ではないですよ。できる限りお願いしますという程度であって、それがそちらの別世帯の方で親族の方でも生活が苦しければ、とてもその援助をすることができないという場合もありますし、これには何ら規定はない。そういう支援者のいない人は、別にその人の所得だけで判定されるわけでありませぬ。

だから、そういうことから見ると、例えば20万、20万、20万と言って申しわけないんですけれども、1人の場合だともっと少ない、15万か、そのくらいになるかもしれませんけれども、それ以下であれば生活保護の対象になる、これはお認めになりますね。ぜひそれを認めていただきたい。その上でそういう生活保護行政を進めていただきたいと思いますというふうに思うわけですが、改めて確認しておきたいと思えます。

それから、今の学校給食のほうで所得の確認は本人の同意がないとできない、もちろんそうだと思います。だから、それはこちらで調査するのではなくて、そういうアドバイスをすべきではないか。今の生活保護基準額は幾らですよということを提示して、それ以下であればそれに該当しますよ、あるいは生活保護を受けなくても準要保護として支援が受けられますよ、そこまで説明してやる必要があるんじゃないかというふうに思うわけですが、対応について、教育課のほうの対応をぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

それから公契約の問題で、今、建設課長のほうから、要請はあったけれども、まだ町

長には伝えていないということですがけれども、内容は私も見させてもらっているわけですがけれども、こういったことが今の公契約条例、あるいは中小企業・小規模企業振興条例、こういう中に該当するような項目が入っているというふうには私は思っていますけれども、そういったことで町長は県の条例に従ってやっていくと言われましたので、それであるなら、こういう業者からの陳情も上がってこないのではないかというふうに思うわけです。したがって、この辺は、これは町長にはいつ報告するのか、それから町長は建設業者と懇談する気はないのかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、大樽川の水質改善につきましても、町民に対して生活の排水を改善するというようなことも言われましたけれども、昔は大樽川にヒシが生えておったり、シジミがあったり、こうやっていつも流れていた、今は流れていないんですね。生活雑排水でいえば、昔のほうがよっぽどひどかった。それは各地に水源があったということもありますけれども、その水源がなくなったということがあるかもしれませんけれども、それと同時に揖斐川の改修工事が行われて、導水堤がなくなったんですね。だから、そういうことも影響しているのではないかと。こういったことが、なぜこの水質悪化しているかということ、専門家の集まりである水質改善協議会でどこまでこれを協議されているのか。住民の意識改革ばかりに改善協議会、高いかどうか知りませんが、報酬をお支払いして協議してもらいながら、根本的な検討がなされていないのではないかというふうに思えてしょうがない。これも費用対効果から言えば、余り効果のない事業だというふうに言わざるを得ないと思うわけですがけれども、その昔と比べて、なぜ今水質が悪化しているのかということも検討、そこでおのずと方向性というのは見えてくるはずで、いかに水を流れるようにするかということを考えるというのが本当は結論として出てくると思いますが、今の町民の意識改革を主に求めているような、そういう今の事業のあり方というのは、ちょっと方向がずれているというふうに思いますけれども、改めて見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めて御質問をいただきました。幾つかございますけれども、まず建設業者さんの要望の関係でございますが、私は別に門戸を閉ざしているつもりはございませんので、おいでいただければ、お話は幾らでもお聞きしますが、ただ、それは公規約の趣旨にのっかって、できること、できないことがあるんだと、その大前提でフリーハンドでお話はお聞きすることにやぶさかではございませんと、それだけははっきり申し上げておきます。

それから、ちょっと幾つかありますけれども、例えば水質改善協議会そのものは、やはり森林環境税というものができた段階で、上流域の問題だけではなく、下流域にも解決すべき問題があるということで、いろんな議論をした中から、下流域の水質改善もそ

の森林環境税対象事業として事業化のメニューに加えられたという経過もあるわけですから、決して住民の意識がどうのこうのということだけで我々は動いているわけではない。行政としてやるべきことをどのように実現させていくかという総体的な考え方の中で地域協働水質改善事業というものもあるという、そのところを御理解いただかないと、水質改善協議会が何か余計なことをやっておるというふうに思われては、いささか心外であります。

それと、環境負荷をどう考えているんだという話、私も含めて、今、大樽川が常時水源のない川になっておりますので、どこかから水源を求めなければ根本的な解決にならないという、思いとしては何ら意見を異にするものではございません。じゃあ、一体何で今ごろ、だんだん水質悪化が来るんだと、つらつら考えてみると、これは既に明治の大改修の中で大樽川の締め切りはされてしまっておりましたが、その後、日本経済そのものの伸長の中でかなり経済活動による負荷が大きくなっているということも事実、それから水源の地下水のレベルの問題があるかと思いますが、要は経済活動の真ただ中で地下水のくみ上げが大きかった時期に、この輪之内の中で自噴しておったかなりの数の自噴井が自噴しなかったということで、環境浄化への水というものがなかなか大きな負荷要因になってきたということも事実なんだろうと思います。

そういう意味でいえば、その井戸にかわるものとしてどこかで水源を確保するという試みも、これは意味のないものではないと、私はそんな考えでいろんな事業を仕組んできたつもりです。

残余の問題につきましては、もし必要があれば担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（小寺 強君）

税務課長 田中実君。

○会計管理者兼税務課長（田中 実君）

森島議員の20万円以下であれば生活保護基準ではないかという御質問ですが、課税当局としましては、納税相談を通じて、そういう基準に達した方については生活保護を見据えながら御相談に乗っていきたいというふうに思っております。よろしく願いしたいと思います。以上です。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 田中久晴君。

○福祉課長（田中久晴君）

国保制度の中の7割軽減ということで例に挙げて御質問いただいておりますが、この7割軽減というのは国保の制度の中でそういった方を救うといいますか、そういった制度であります。

生活保護制度は、また生活保護制度としての基準がございますので、一概に所得がゼ

口ということでその制度が適用されるわけではございません。あくまで収入という基準がございますので、その中で判断されますし、また収入だけではなくて、その方の資産、また能力、そういったことも判断しながら、実施機関であります県のほうが決定されるものでございます。そのために福祉課としましては、そういった生活に困った方がお見えであれば、その都度、相談窓口としてお聞きし、その方のそれぞれの状況に応じた内容をお聞きして、その方がどのように生活を維持できるか。

生活保護制度の目的は、今までお話がありましたとおり、最低限の生活を保障するものでありますが、それと同時に、生活の基盤を取り戻す、再び自立に向けて生活につなげるという、それも一つの大きな目的でございます。そういった目的のために、福祉課としては生活保護制度だけではなくて、そのほかのいろいろな制度も活用しながら、その方の自立に向けての相談窓口として今後も努めてまいりたい、このように考えております。以上です。

○議長（小寺 強君）

教育課長 中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

現時点で教育委員会のほうとしては、生活保護基準の提示まではしておりません。それで、今後、経済的理由により就学困難な児童及び生徒さんが出ることをないように、気軽に相談してもらえそうな体制づくりに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小寺 強君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

先ほど森島議員からの再度の質問の内容の中で、業者さんからの陳情の中身によりますと、公契約の条例の制定が必要じゃないかというようなところではございますが、輪之内町、答弁の中で町長が申しましたように、品質確保の法律とか、いろいろございすんですが、それに基づき、その適切な積算、積み上げによりまして工事等の発注をさせていただいております。

それから、その陳情を受ける、受けないにつきましては、またその日程を調整いたしまして協議等の場を設定させていただく予定はございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小寺 強君）

住民課長 高橋博美君。

○住民課長（高橋博美君）

協議会では何を検討してきて、昔と比べて、なぜ今水質が悪化しているのか、そういったことではございますけれども、水質といたしましても、汚れの原因、濁りの原因の究明、

またその対策等を協議会で話し合っていました。農業排水が主な原因で、その排水に含まれる鉄分によるものが大きいということが判明いたしました。

中江川をモデル区域としまして水の浄化を目指して、どれだけの水を流せばこの濁りが薄まるかなどを実験、検証いたしまして、その必要な吐出量を求めて、昨年度、井戸の能力に合わせてポンプを設置したものでございます。昔と比べますと、いろいろ原因はございますけれども、まず町内の各地に多くの自噴の井戸がございました。当然、その関係で川の水量も今よりはるかに多かったものと思えますし、また流れもあったと思います。しかし、限られた費用の中で大きな効果のあることを協議会で話して実行してまいりました。今年はその補助を受けます最後の年ということでございますので、今年度終わりますして、その後、また補助がつくかどうかわかりませんが、今後につきましても、町民の皆様とともに水質浄化に向けまして努力していきたいと思っております。以上です。

○議長（小寺 強君）

暫時休憩いたします。

（午前10時45分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（小寺 強君）

会議を再開いたします。

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、引き続き質問をさせていただきます。

防災・防犯について。

立秋も過ぎ、時折秋を思わせる涼しい風が吹く季節となってきました。北海道・東北地方には、台風10号による甚大な被害が発生し、お見舞いを申し上げたいと思います。

幸いにも私たちの地域では大きな災害もなく、実りの秋を迎えようとしています。

9月4日には、町を挙げての防災訓練が実施され、多くの町民の方々の参加もあり、防災意識の高さをうかがわせました。今回は防災と防犯についてを質問させていただきます。

第1点目、防災について。

9月4日の訓練が始まり、第1次避難所に集合し、点呼を受け、役場の職員の方からいろいろ説明を受けました。訓練時は平時であり、時間単位で物事が進められますが、有事のときは、どのタイミングで人員掌握、被害の状況報告等をするのか、現場と行政の連絡の方法、また援助要請等の方法等、全くわかりません。

自助・共助は、発生してから3日間程度は頑張れと言われていますが、その間は、自

分たち、区長を中心として考えて行動し、救助等を行うということでしょうか。今回の訓練を通して、一步進んだ大きな課題として早急に考えなくてはいけないと思います。

また、建物の耐震について前回お尋ねしましたが、当町の対象戸数（昭和56年以前の木造の建物）は2,425棟で、48棟が耐震診断をしたとのことですが、0.019%で非常に低い。

8月23日の新聞1面に耐震化補助30万円上乘せにより、国土交通省方針で住宅改修を促すとの基準があり、その中で全国的な耐震化率は82%（2013年）と推計されており、政府目標、2020年には95%達成に向けて補助とのことですが、我が町の低さと比してどうでしょうか。

以上のことにより、1. 耐震診断から改修に向けての町の方針について、2番目、有事の際の情報共有について、町長にお尋ねいたします。

2点目、防犯について。

今年から認定こども園も始まり、各園においてセキュリティー等も見直され、飛躍的に安全になったと思います。小学校、中学校においても校内における安全はよくなっていると思われませんが、まだまだ改善しなくてはならないと思います。

ところが、校外はどうでしょう。一年を通じて青少年育成協議会により夜間パトロールが実施されていますが、特定の金曜日、同一時間、また住民課においてシルバー人材センターに週1回委託しているのが主です。

長い夏休みも終わりましたが、ほかの市内、羽島市ですが、走行していたら、朝6時半ごろ、また夕方7時ごろ、青色回転灯を取りつけた車で住宅密集地から樹木が多く薄暗いところへ巡回されておる様子を見ました。

地域の子供たち、住民の安全に対する取り組みに我が町の取り組みを充実させる必要があると痛感をいたしました。今の青色パトの運用についても残念です。今後の進め方について、旧来の方法を見直す時期が来ているのではないかと思います。町長の防犯に対する考えをお尋ねしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

田中政治議員から2点の御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきますが、まず御質問にお答えする前に、今回の台風10号で犠牲になられた多くの方々に哀悼の意を表したいと思います。また、罹災され、今でも避難生活を余儀なくされている500人近くの方々、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い生活再建ができますように、私のほうも心から願っているところでございます。

それでは、1点目の防災についてお答えをいたします。

まず、住宅の耐震診断から改修に向けての町の方針についてでございます。

当町の耐震化率、これは国土交通省が公表している住宅の耐震化率82%と比較いたしますと、私どもの調査では、町内は58%という数値になっています。御指摘のとおり、低い状況であります。

そこで、住宅の耐震化を促進するための施策ということになってまいります。これまで当町では、耐震診断の普及のために、広報紙やケーブルテレビ、または戸別訪問による啓発活動や、ふれあいフェスタなど各種イベントの際には、県からの専門家の派遣により木造住宅の耐震化に関する無料相談会の開催等を通し、相談体制の実施をしてきたところであります。

しかしながら、議員の御質問でもございましたけれども、耐震診断の申請は、今年度申込者3件を含め51件にとどまっております。

今後、住宅耐震化の普及啓発を強化するために、区・自治会との連携を図り、幅広く町民の皆さんに無料耐震診断への理解を求めて啓発活動を実施してまいります。

これは個人の所有物件であるため、所有者の意識が変わらない限り耐震補強の進展は望めないというもう一つの側面もございますが、人命損傷を防止することが防災・減災の観点からも非常に重要なことは論をまつまでもございませぬ。したがって、今後は、住宅の耐震に関して言うならば、耐震シェルターの補助金、それから町単独の耐震補強補助金等々、新たな支援を行って、より一層の意識啓発及び耐震補強の実施スピードを上げると、そんな施策をとりたいと考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。

次に、有事の際の情報共有というお尋ねでございます。

本年度の総合防災訓練は、福東小学校をメイン会場として、地域住民の参加による総合防災訓練を実施いたしました。1次避難訓練を含めて訓練に参加した住民は2,133名、メイン会場では、関係者は約530名の多くに上っております。それらの住民の方の参加を得ることができて、災害に対する防災意識の高揚という意味では効果があったものと考えております。また、内水被害を想定して、国土交通省と連携してリエゾンの派遣要請訓練、排水ポンプ車の操作訓練等も実施し、連携・協力体制の確認もできたと考えております。

今回の訓練で町民の皆様には、地震発生後、家族の安否の確認や身の回りの安全確認をした後、その後で第1次避難場所に集合していただきました。この第1次避難場所への集合訓練は、地域住民皆様の安否確認が主たる目的であります。実際の災害の際には、想定している避難場所以外への避難もあるかと考えており、第1次避難場所に参集できなかった方の安否については、各地区における住民及び避難行動の要支援者の名前等を情報共有して、安否確認もしてまいりたいと考えております。もちろん、消防団員等も自分の安全を確保した後で、地域住民の方と協力してそれらのことを実施することは言

うまでもないということでもあります。

実際の災害時においては、主要道路の破損、通信回線の不通等により速やかな情報伝達が困難となることは十分に予想されるところでございます。そのためには、それらに備えるために、常日ごろから複数の情報伝達手段を確保し、災害時には、そのときに使える手段は何なのか、それを的確に判断して、その中で有効な手段を用いるべきではないかと、そんなふうに考えております。

広域的な災害が発生し、その被害が甚大であればあるほど、消防組織でありますとか、自衛隊による公助がその機能を発揮するまでには相当な時間が必要となるということは、過去における阪神・淡路大震災でありますとか、東北大震災の行動の検証の中で明らか事実でございます。発災当初においては、地方自治体として最大限の努力をすることはもちろんでございますけれども、やはり自分自身と家族を守る「自助」、そして自分の地域は自分の地域で守る「共助」に尽きるのではないかと、そんなふうに考えております。

今回は関係機関と連携した総合的な防災訓練であったために、訓練には時間的にも内容的にも制約がございます。有事の際の情報共有についてわかりづらいとの御指摘だと受けとめました。

昨年度から、区長、消防団長を中心に地区別の防災訓練、それから防災士による自主防災総合指導というのを実施しております。区長、消防団長、地区の防災士を中心に「防災ネットワーク」の構築を目指した自主防災訓練を実施し、地域住民が望む形で情報共有できるように、さらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、今回、訓練開始の合図を全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートというもので緊急地震速報の発表の形で実施いたしました。訓練終了後において、屋外拡声子局は聞こえたが、戸別の受信機は聞こえなかったという住民の方の一部からの御指摘がございました。今後、広報などで現状把握と、その状態の解消に努めてまいりたいと考えております。

また、私どものほうの対策本部の中においても、被害状況の集約でありますとか、避難住民の人数把握等をどうやって効率化したらいいのかということについては、まだまだ幾つかの課題が残りましたので、いま一度、基本に立ち戻って適切に対応してまいりたいと考えております。

それから、2点目の防犯についてお答えをします。

まずは、夜間パトロール、青色パトロールのこれまでの経緯について、どうだったかということで、ある意味認識の共有をしてもらったほうがこれからの問題の進展に役立つと思いますので、少しお話をさせていただきます。

夜間パトロールは、御案内のとおり、平成12年に起きた町内スーパーの駐車場での悲惨な事件を深く憂慮して、同年の7月から青少年育成町民会議が取り組んでおるところ

でございます。

青色パトロールカーにつきましては、平成17年3月に、くしくも田中議員から学校の安全対策として、青色回転灯をつけたパトロールカーの導入についての御提案をいただいたところであります。その時点でも非常に時宜を得た提案であったために、同年8月に中部運輸局から青色回転灯の設置に関する基準緩和認定というのがございますが、それを受けまして防犯パトロールを実施する形になっております。

現在、先ほど議員の御指摘にもございましたように、青少年育成町民会議では、年24回の夜間パトロールを実施しております。昨年8月からは夜間パトロールカーに青色回転灯を設置して、地域の犯罪抑止機能の向上にも努めているというところでございます。

スクールガードリーダーと地域の見守り隊の方の2名で、毎週金曜日に小学校の下校時の1時間、通学路等の巡回、帰宅下校の安全指導をするほか、学校・PTAとで危険箇所の把握に努めておりますし、教育委員会では、青色パトロールカーの運行時に回転灯をつけて運行し、犯罪抑止に努めているところでございます。

また、住民課におきましても、シルバー人材センターに委託して、週1回、主に水曜日でございますが、低学年の下校時に合わせて3校区で一斉に防犯パトロールを実施しておりますし、地域見守り隊の方には、毎日、小学校登下校時の見守りを実施しておりますことは議員も御承知のとおりでございます。

先ほど田中議員が例示されました羽島市について現状の調査をさせていただきましたが、自主防犯ボランティア団体が12団体ございます。自治会・子供の保護者等を中心に、さまざまな活動をしておられます。活動内容としては、徒歩による防犯パトロールをしておられる団体もあれば、青色パトカーを活用して、通学路のパトロール及び夜間パトロールを実施しておられる団体もあります。

先ほどの御質問内容からしますと、議員は、その通学路パトロール及び夜間パトロールをごらんになって、輪之内町も地域の子供たち、住民の安全に対する取り組みをもっと充実させる必要があるんじゃないか、そんな御意見だったと思います。それについて、私どもも全く同じ思いでございますが、議員と見解を異にするものではないということだけははっきりと申し上げておきたいと思っております。

羽島市など近隣市町の状況を把握して、できる限り夜間パトロールの回数増でありますとか、青色パトカー3台による毎週3校下の一斉の実施等々、町としてできることから、順次防犯対策に取り組んでまいります。

いろんな思いがございますけれども、議員と同じでございますが、同じ思いを私どもも抱いておりまして、今後も住民の安全・安心対策の一つとして地域の犯罪抑止機能の向上というものもあわせて図っていききたいと、そんなふうに思っております。

一生懸命頑張っってやっていきたいと思っておりますので、御理解を頂戴したいと思います。以上であります。

(6番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

6番 田中政治君。

○6番(田中政治君)

丁寧な答弁をいただきましたが、まず最初の防災について少しばかり、また再度質問させていただきたいと思います。

これは町長の答弁でいきますと、今回行われておるのは地震を想定していると。でも、最初の訓練想定は、そのときに破堤とか、いろんな云々と、大雨の情報も、総合最悪のシナリオの中の訓練であつたらうと私は思っておるんですが、この確認しておきたいのは、まず緊急時において町よりいろんな形で情報が提供された。それを受けて、区、もしくは防災士の方を中心に、区民は第1次避難所へ行き、そこでまた区の役員、もしくはそのいろんな役の方から被害状況を報告せよということと人員の把握がちょうど行われ、そこで何らかの方法で本部のほうにその情報が伝達されるというふうに私は思っておるわけなんです。この訓練を通じて、先ほども最初に言いましたように、何時に起きるかわかりません。昼でもなく、夜でもなく、24時間いつ起きるかわかりません。そんな中で、この体制でそれがうまく機能するかどうか。

訓練はいいですよ、朝7時半なら7時半に想定、始まって、一斉に始めましょうということで、まず手順を皆さんの頭の中へたたき込めよということで、それはそれなりの意味があるんですが、有事の場合はそういった、パニックも当然あるでしょうし、夜であればなおさら情報も少なく、暗くて非常に不安でという、いろんな悪い状況が心理的にも重なって大変なことになるのではないかなというふうに思うわけですが、その中で、区とか防災士とか、第1次避難所とか、いろんなものをこうやって想定されてつくっていただいておりますけれども、これは機能していないんじゃないですかね、基本的に。

何でかという、その人員把握をしたときに、第1次避難所へ区長も関係者もみんな行った。そこで、どのような形でそれを本部のほうへお伝えして、その中に被害があつたら、その救助要請はどのようにするんだと。恐らく無線とか、いろんな形でしょうけれども、それも多分、あちらこちらからぼんぼん入ってくると混線してしまうでしょう。そんなときに、やはり一番頼りになるのは、足で稼ぐという昔からの方法でしょう。その中に、やはり一番地理に詳しいのは地域の消防団員であらうと。その消防団員の方々が消防車を運転して、多分駆けつけていただけるものと思いますが、今まで消防自動車を更新するときに、いろいろ聞いておりますと、消防自動車は4WDではない、二駆で十分だと。災害に非常に弱い状況の車で、それを防災に役立てようと、救助に役立てよう。

昔の防災訓練は、町にもランドクルーザーのプラドとかという4WDの車で堤防の巡

回とか、ざざっとされておったような記憶が私はあるんですが、そういうものすらない。それでもって、例えば堤防もパトロールに行かないかんのやけれども、道がうんでいるとか、そんな状況、非常に悪いでしょう、そのときには。そのときに二駆で行けますか。僕は百姓なんで田んぼへ行くのでも、二駆ではとても行けません、なれていなくても。そんな中で災害になったときに、道路状況は多少なりともいいわけじゃないですよ。液化化が盛んに叫ばれている輪之内町の中で、災害に弱い車両をもってして最大の効果を上げるなんてというようなことは当初から無理じゃないんですか。だから、導入されるときに、なぜ二駆ですかと私言ったことがありました。

そういった問題意識のもとを、やっぱりきちっとキャッチされないと、きちっとした訓練で、皆さんが統制のとれた訓練で誠にそつがないかもしれませんが、福束小学校で今回行われた訓練を見させていただいても、近くには小さなユンボも置いてあった。あれは、やっぱり家の下敷きになった人の救助用に、ああやって置いてあったんであろうと思うんですが、家も潰れておって救助犬の出動もありました。訓練としては、ああ、こういう方法もあるな、こういう方法もあるな、いいなあという一定の安心はありますけれども、これはあくまでも机上での訓練に近い訓練ではないかなと。

防災ヘリも到着しましたが、今から40年前にありました安八水害、9月12日に起きましたけれども、そのときに防災ヘリでつり上げられたのは、私の友人のおばあちゃんでした。そういった数日間を経ての防災、要するに救助は大きな機動力が各地から集合されておりますので、町長のおっしゃるとおり、すばらしい効果、名神高速道路からもちやんと災害用に、あそこもオープンになると、いろんなそういう面を本当に御努力いただいておりますが、事自分たちでできる、自分たちでやらないかん部分について非常に弱いのではないかなと。

最初の3日間、自助、共助の部分はどうやるんかということについて何か弱いのではないかなと。この防災訓練は、行政主導の防災訓練として各所が、3小学校、中学校でもいいですが、やられるのも結構でしょうが、この日は特に各区において防災を役員を中心に、自分らでどうやって守ろうと。備蓄食糧はいいか、非常持ち出しの袋はうまく点検されておるか、防災用の地図はみんな備えられておるかという、自分たちが自分たちでできる、確認できる一番大事な日という位置づけで訓練をしたほうがもっと効果があるのではないかなと。格好をつける訓練だけでは住民は守れませんよ。住民も言われなかなかなかできません、はっきり言って、自分のことであっても。

きょうは防災訓練の日なんで、区長からもいろんな通知が出て、今回はこれを重点的にやりましょうと言うてやれば、各区の役員も班長もみんなそろってやると思いますので、そこで問題点が出てきたら、また区長を中心に行政のほうと相談して、それを担って、そこが自助、共助じゃないでしょうか。

かけ声だけの防災訓練は、ちょっと見直す必要があるのではないかな、ちょっと厳し

い言葉ですけれども、私はそういうふうに思っております。それについてのお考えを、またお聞きしたいと思います。

それから、建物の耐震の関係ですが、国交省発表の82%と比較すると、当町は58%であると。これは木造家屋の耐震化ということについて、58%が大丈夫であるという御答弁だと私は思うんですが、耐震診断が対象戸数に対して48戸、今では51戸とおっしゃっておりますが、耐震診断もせずに安全だという数値をどうやってはじき出すとこういう数値になるんですか。

診断を受けて、初めてそういう数値が出るというのが信頼性があるのであって、いや、僕のところは大丈夫ですと、お互いに診断したんですか、これ。どういう数字がここの58%という数字でしょうか。ちょっと私にはわかりかねますので、どうやってこの58%がたたき出してあるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、2点目の防犯についてですが、私は朝晩ちょっとある人を迎えに行ったり送っていったりということで、夏休み中ずうっとやっておりました。そんな中で、私も6時から6時半の間には必ず羽島の堤防上を走っております。あとは夜の6時半から7時半の間に、また同じ堤防をずうっと柳津の向こうまで走っていきます。そんな中、青色パトロールカーを何となしに見かけて、朝は何でやっておるんだろなああと初めは思ったんですわ。朝6時半ごろ、ちょうどこれはラジオ体操が夏休みはあったので、そのラジオ体操に向けて子供たちのパトロールをされておるのかなあと初めは思いました。それから、夜は当然のごとく、夏といえども7時から7時半になってくるとだんだん薄暮になってきますので、子供も帰路につかないといけないし、やっぱりいろんな、夏ですと不審者の情報もあるでしょう。そんな中で、薄暗いような樹木がたくさん生い茂った中を車がくっくっの中へ入って行って、くるくると回転灯を回して注意喚起をしているのを見ると、やっぱりうちも防犯灯を回して、今、町長から御答弁いただきましたように、かなりやっておりますということですが、台数的にもあちらは12団体でいろんな活動をされているということですが、うちも青少年育成町民会議の中で年間を通じて夜間パトロールとか、ずうっと七、八人体制でやっておみえになります。学校の中を懐中電灯を持って、ずうっと歩いて1時間ぐらいかけて、3小、1中学校、それからビッグのほうへ、それからサークルKのほうへも回っているという状況ですが、最初のうちは子供たちもなれていなかったのか、そういうたむろしている子もおりまして、問題な子がおるなあというの、私、警察のパトロールカーと一緒にあったこともありまして、ああ、効果があるなあということを実感しておったわけなんですけど、最近では、いつごろ来るとか、どういうことをやってくるとかというのは子供たちもそれなりに熟知しておりまして、そのときにはほとんど、学校にもどこにも何もおりません、犬一匹おりません、学校の中に。そんな中を雨が降っておろうが何があろうが行きますが、こうもり傘を差して懐中電灯でグラウンドの中を歩きますが、それが果たして防犯に、昔

の防犯、今の防犯、やっぱり何でもです。そのときそのときに少しずつ変えないとだめじゃないかなあと、私、いつも思っておるんです。そういうことを思うと、先ほど言われたように、青色パトロールカーを3台にしたらどうかということも、町長、先ほどおっしゃっておったのはうちのことだと思っんですが、そうやって各校下に1台ずつぐらい配置されたり、それからまた今の町民会議の方もパトロールカーに3人ばかりずつ分乗して、町内の自分の地域が一番よくわかりますので、仁木は仁木の中をよく見るとか、福東は福東をよく見るとか、危ないところは、ここら辺が危ないなあと、それは地域の方が一番御存じなんですよね。そういったことをやるのが、より一層効果もあるのではないかと。学校の間を走ってあるくだけでは、必ずしも、それはやっておるだけということだけじゃないかなあと私は思っておるんで、そういうことをあえてしちくどく御質問、これは何回かやらせていただいておりますと思っんですが、この青パトをやるときには、資格も要ると、それから目的以外には青パトの運行はできないと、学校行事に行くときには、青パトは回して行かれへんのやということも聞いております。だから、学校行事の打ち合わせであっても、そこへ行くまではパトロールを目的にして、学校へ着いたときには、そこで違ったことを、2つの目的を持って行ったということではだめなんですかね。多分学校へ行かれるときには、ほとんど回っていないと私は思っておりますが、その目的以外のパトの運用はできないということは、前々の答弁も聞いておりますので承知をしておるところですが、その途中までのプロセスにおいては、パトロールをしてそこへ着いた。そこで、次にまた仕事があったので仕事をやるというのでは、ちょっと欲をかいた話でしょうか。

だから、そういつて事あるたびにやっていただけるのが、より効果を上げていくのではないかなあと私は思っております。

質問がしどろもどろで申しわけないんですが、また再度質問させていただきましたので、よろしくをお願いします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度の御質問をいただきました。私のほうからは、幾つか基本的な部分についてお答えさせていただきます。

質問の順番でいきますと、いわゆる防災についての中の耐震化、58%云々ということについてございましたが、これは固定資産の課税状況調べの中から建築基準年次で判断して、56年、新耐震基準以降に建てられたものを安全だという前提で数字をはじきますと、58%は基準法上は対応が要らないのであろうと、逆に42%については何らかの対応が要ると。そういう意味からすると、ちょっと国土交通省が言っておるおります八十何%という数字がどうやってはじいたのか、ちょっとわかりかねる部分がありますけれ

ども、いずれにしても低いだろうと。これの原因としては、ある意味農村集落の地域でございまして、割と住宅の耐用年数が高い、いわばある意味ではグレードの高い住宅が多くて建てかえの周期が違うんだろうと、そんなふうに思っております。そういう意味では、20年とか30年しかもたないところだと、当然そこでリニューアルの需要が発生してくるわけですが、そういう意味でいうと、ちょっと低いのかなということでございます。

だから、そうかといって低いから何もせずに放置せよという話ではございません。いろいろやってきましたし、これからもその努力は続けるつもりでございます。なかなかこれが、先ほど申しましたとおり、いろんな所有の関係等々で急激に1年で何10%も上がるというような取り組みにはなかなかなりませんけれども、さりながら、先ほども申しましたように、これは個人の所有物件の安全確保ということにとどまらず、我々が防災・減災という観点から考えますと、人命損傷を最小限度にとどめるという意味からも必要でございますので、そこで今何ができるかということで、先ほど御答弁申し上げたとおり、耐震シェルターの補助金でありますとか、町単独でこれはどういう形でやるか、今後、検討に委ねる部分がありますけれども、何らかの手を打っていかないと、なかなか耐震化率の向上にはつながらないということは意見をともにしております。そういう意味では、一生懸命これからも努力をしてみたいと思うわけでございます。

それから、防災訓練の中で緊急時の対応をどうするんだと、一応訓練だから全部の役を持っている人が役割分担してやれば、それはスムーズにいくわねと。だけど、本当のときはそこから誰かが欠けるでしょうと、全員はそろわんでしょうと、まさしくそれはそのとおりでありますけれども、そうであるがために、誰が何をすべきかという確認の中で防災訓練を一生懸命することによって、例えばその訓練の中で役割を担った人がいないという現実に即したときに、その部分を誰かがやればうまくいくとか、そういう訓練を通して応用につながる意識の共有をしていくということも大事だと思います。よく言われることですけれども、訓練でできないものは有事の際にできるはずがないと、それを胸に刻んで次へ進めてまいりたいと思っております。

それから、先ほど非常に重要なことをおっしゃいました。総合防災訓練でやるのは、どうしても総花的になるんですが、先ほど私も申し上げましたけれども、ここは1次避難所へ来る前に家族で安否の確認をし、それから1次避難所で、そこで再度地域としての安否の確認をするということでございます。決して総合防災訓練、今回は福東小学校でございましたけれども、あそこでショー的にやるのが総合防災訓練の、いわゆる外から見たときに訓練をやっているということだけじゃなく、総合防災訓練会場へ来るまでの1次避難における訓練の内容というものは、ある意味重要になってくるということ、これは言わずもがなの話でありますけれども、我々と地域住民の方と意識を共有しておく必要があるかと、そんなふうに思っております。

それから、消防関係車両の四輪駆動云々の話がございました。これはいろんな意見、それを多と受けとめまして、新しいものについては、順次導入に際して四駆にするという事は、もう既に議会の中でもお示しをして、そういう形で進んでおりますので、どうか御理解をいただきたいと、そんなふうに思っております。以上であります。

○議長（小寺 強君）

教育参事 松井均君。

○教育参事（松井 均君）

青色パトについての御質問がございましたけれども、確かにいろいろ現在に合わせた形でやっていくということも重要でございます。ただ、今、夜間パトロールをやっておりますけれども、やはり継続ということも大事であろうというふうに思っております。

そういった中で、先ほど町長の答弁の中にもございましたように、回数をふやしたり、時間帯を変えたりと、いろいろ方法はあると思います。そういった中でいろいろ検討しながら、これからも継続してやっていきたいと、変えながらやっていきたいというふうな思いでおります。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

耐震の関係は、58%の根拠は、今建っている木造建築全てを対象にした戸数達成率という理解ですよね、多分全ての。これは木造住宅やね、基本的には。そのうち問題になっている、今回といいますか、耐震診断の対象物件としては0.019%で、これは僕が言うた82%、国交省から云々というのと、また耐震の改修補助でしょうね。多分これは30万上乘せということは、基本的にこの56年以前に建っておる耐震診断を受けた結果において改修を促すという意味のものであるのではないかなあと。56年以降のものも対象になりますかね。多分ならないと思うんですが、ですから、私が言っているのは、0.019%の耐震診断が向上していることと改修を、国もそれに対する補助の金額を上げて取り組むということ、先ほど来、その話の中では建設課長は何も一言も、手を挙げて御答弁をいただいておりますので、あえて言いますけれども、今後は新しい資源を考えているというふうに町長さんもおっしゃっていましたが、診断、改修に向けてということだと思っております、どのような内容のものをお考えなのかということと、やはりこの0.019%というのをもっと直視をして、全体で58%というのは現在の住宅としての戸数に対する割合であって、該当する建物は非常に低いというのは、これは前にお聞きしたとおりだと私は思います。

やっぱりそれについて、個人の所有物であるがゆえに対象物件でもなかなか進められないということも今お聞きしましたが、それは個人の所有物であっても、あなたの所有

物は、おうち是非常に経年もたっておりますので、近々起きるであろうという大震災に備えていただくためにも、少し診断をしていただいたらどうでしょうかというような文書なりを出すことは可能じゃないかな。やるやらんは、さらにそこで初めて個人の所有物と。でも、これは役場が言うてきたで、そうやなあ、今、ワーワー騒いでおるし、あちこちでも震災が起きておるので、これはあかんなということになれば、多少なりとも耐震化率が、耐震診断の受診率が向上してくるのではないかなあと私は思うて言うておるんです。個人のものだから手を出さないと言うなら、その旨、個人のものですからさわりませんよと、自己責任ですよと。それは、今度9月の定例会が終わったら、多分区長会もお開きになると思うんで、その中でこういう区民の命を一番心配されておる区長さんにも、この旨、耐震化をやっていないおちはあかんよということをお区長さんから言うていただくことも大事かなあと。あらゆる方法を持ってして、やっぱり住民の生命を守っていくというのも一つの行政の大きな役割ではないかなあと、私は思っております。

先ほどおっしゃってあった緊急時の訓練、訓練でできずして緊急時に何が対応できるのかと、そのとおり、ごもつともだと思えます。ベストの状態でもできんものが、一番バランスの悪いときに起きたら何もできないと、多分同じことやわね。状態がよくてもできんのに、状態が悪かったら、なおさらアウトですわ。そういうことはよくわかりますが、だからといってその方法を、私が言うておるのは、9月の防災訓練の日を地域で防災を、地域ぐるみ、地域としての、地域単位の防災を考える日に、防災士を入れて、防災士の方も今度充実されますので、そこで現場の訓練会場へ行く人、それから地域ではどういうことが起きる、どうなんやろうという役割の確認、個々の家の、例えば老人世帯も多分多くなってきたので、そういう緊急持ち出し袋とか、いろんなものをみんな確認し合ったり、要するに自助、共助の部分もその日に改めて考え直す日にしたらどうかと、私はそういうことを言うておるだけで、別に訓練をやったって無意味よという意味を言うておるわけではございません。もう少し、いつも同じ訓練ばかりなので、そういったちょこっと目先を変えた、自分たち自助、共助の部分を少し訓練の中にきちっとした形、具体的に盛り込んでやられたらどうでしょうかということをお私に言うておるわけでございます。

それから、青色のパトロールカーについては、教育参事が継続は力なり、だから大切だ、そのことは十分承知しております。でも、やっている現状を見ると必ずしも、8時半に集合して、その施設をぐるぐるっと車で回ってくるだけ、中を歩くだけ、肝心なそこに何かあると言うんですか、それなら、何を目的に行っておるんですか、あれ。

警察のパトロールカーやないんで、別に泥棒を捕ませとか、そういうことを言うておるわけじゃないんですよ。でも、青色のパトロールにしる、赤色のパトロールにしる、くるくるくるやってくると、何らかの心の騒ぐ人は、やはり踏みとどまったり、それが

防犯でしょう。事前の防犯というのはそこにあると私は思っておるので、隣の羽島の方がやってみえた、ボランティアでやっておみえになるかもしれませんが、ここの青少年育成町民会議でやられておるのもボランティアでしょう。だから、そこに数十回のプログラムをつくって、同じことをやっておって、ずうっと継続は力なりでやっておみえになりますが、それも大事でしょうけれども、そういった方法はどうでしょうか。地域は地域のわかっておる人が、学校のみならず、そういうところを経路として回りながら、その学校、目的地へ行くという一つの、同じ通路をいつも、広い道をビュービュー走っていきますけれども、そういうことを私は言っておるんですよ。だから、やっておみやあいいというところから、もう少し力をお入れになったらどうでしょうか、私はそういうことを言っておるんです。

それから、これは住民課さんのほうで、シルバーさんのほうで防犯に週1パトロールをされておると、先般お聞きしておるんですが、その中、防犯に役立てていただくなら、シルバーさんもその目的でやられるのであれば、そこにも軽トラックの後ろに「防犯パトロール中」という看板のみならず、やっぱりそういった遠目でもわかるようなものもちよっと軽の頭につける、今、携帯的なものがあると思うんですが、シガーライターから電源のとれるものでやっていただけると、もっとよりよく、何かこの輪之内は力が入っておるなあというふうに見えるんじゃないかなあと私は思うんで。ただ、シルバーの方に余り負担をかけてはいけませんので、多分ここは学校の下校時にお回りになっておみえになるのかなあと。シルバーの方はどのような時間帯でどういうふうにやっておみえになる、また効果も、どんな効果でどんな報告が上がっているかということも聞きましたら、何もないという報告を受けましたので、これは安全なのかなあと安堵しておるんですが、方法によってはそうじゃないと。あそこの箇所は、横断に子供たちは非常に危険だよというところもあるのかもしれませんが。だから、そういう報告も含めて、お回りいただいておる人には、どの経路でどういうふうにお回りになっているか知りませんが、毎週やっていただいておるなら、そこも含めてやっていただけるといいと私は思いますので、それについてもお答えいただける範疇で結構ですので、よろしく願いします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度の御質問、多岐にわたっておりますので、ちょっと概括的に申し上げます。

まず、耐震の関係でございますが、先ほど申し上げたとおりで、これは昭和56年以前の旧基準の木造建築に対する対応をどうするかということでございます。これについては県の制度等々もあるわけでございますが、私どもの率からすると、県制度と同じことをやっけてはなかなか率の向上がないので、できる限り町独自のものも含めてやっけて

いきたい。その際には、だから所有の意識が変わる、変わらないにかかわらず、人命の安全確保という面からPRをもっとしていくと、そこが行政側として基本になる部分だろうと思っております。

それから、先ほど再度防災訓練のあり方について御意見を頂戴しました。先ほど私は、総合防災訓練に至る、皆さんが参集の時点での意識というものが非常に大事なんだろうということを申し上げたところですが、それから考えましても、やっぱり地域のことは地域を一番よくわかっていらっしゃる方がリーダーシップをとれる体制をつくるのが大事、これは私が言うまでもないと思っておりますが、そういう意味で、実は今回も、今年度、防災士100名を養成しよう、それは各地域に皆さんは住んでいらっしゃいますので、そういった方が中心になる体制も今後構築していく、そのためのベースづくりという部分もございますので御理解をいただきたいと思えます。

それから、防犯につきましては、いろいろ御意見を頂戴しました。いろんな思いがそれぞれにあるんですけれども、でも、何かお聞きしておりますと、何も方向性は異にしていらないと思っております。我々も含めて、議員も含めて、同じ方向を向いているいろんな議論をしているように思えますので、そこら辺のところの意思疎通をもう少し図りながら、よりよいあり方について、これからも一緒になって進めていけたらいいなと思っておりますので、どうかいろんなアドバイス、助言も含めて御意見を頂戴できたらと思っております。以上です。

○議長（小寺 強君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時53分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長（小寺 強君）

会議を再開いたします。

○議長（小寺 強君）

日程第3、議第49号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）、議第50号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める請願についてを一括議題とします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 高橋愛子君。

○総務産業建設常任委員長（高橋愛子君）

これより総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成28年第3回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、9月12日午前10時50分より協議会室にて、8名の委員全員出席のもと、執行部側より町長、参事、各課長、関係者の出席のもと、審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第49号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について当委員会所管分について議題とし、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、小・中学校における空調工事において財源として予定していた国庫補助金は、単年で歳入するののかに対し、教育債の学校教育施設等整備事業債における交付税算入措置の期間は、20年間という理解でよいかという確認に対し、そのとおりであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、工事請負費の説明の看板などはどの程度のもののかに対し、大藪の北塚と福東福満寺の2カ所に、それぞれ2メートル掛ける1メートルの現地説明看板と誘導用サインポールを立てるとのことでした。

1カ所400万とはかなりの額だが、そんなに費用がかかるものなのかに対し、県の関ヶ原古戦場ランドデザイン事業の一環で、県内全域全て同じ仕様で劣化しづらい材料を使い、約10年間は劣化しない設計とのことでした。

目で見てわかるものはないのかに対し、県仕様の見積もりによるイメージ図がありますのでごらんくださいとのことでした。

看板を設置する目的は、また耐用年数10年ということは、それだけの期間、観光客を呼び寄せることができるのかに対し、関ヶ原合戦の前哨戦が行われた地域全てにこの看板等を設置することで、岐阜県が一体となってこれから推進していくことになるとのことでした。

丸毛戦記の史実は本当にあるのか、なぜ今まで取り上げられなかったのかに対し、大樽川の戦いは史実で、そのとき福東城が落城したと言われているとのことでした。

学問的に裏づけはあるのかに対し、「美濃国諸日記」という文献に出ているとのことでした。

せっかく漫画本を作成したのだから、看板以外にも予算を盛り込んで、もっと広く町民にPRしてはどうかに対し、町内の小・中学校の各クラスに1冊、また図書館にも設置している。今後、県内の図書館などには進呈する予定である。工事費は、全額

県補助だか、こういう機会を確実に生かして、みんなに知ってもらえるように周知していきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第49号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）の総務産業建設常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める請願についてを議題として、紹介議員の森島正司委員から説明がありました。

質疑に入り、主な質疑は、青色申告に取り組んでいる人を救済するのではなく、白を救済するのはなぜかに対し、会計士が必要と思われる青色申告をやったことがない人を救済するためとのことでした。

青色申告と白を一緒にするのは、青色申告という制度がある以上、一緒にするのはおかしいという意見がありました。

青色申告と白の割合はに対し、青色申告273件、白2,250件とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、請願の趣旨に対して、納税は、青色申告制度があり、その制度を利用して申告をすればいいので請願には反対との反対討論がありました。

異議がありましたので挙手によって採決を行いました結果、反対多数で、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める請願について、採択しないものと決定しました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果を報告申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

文教厚生常任委員会委員長 田中政治君。

○文教厚生常任委員長（田中政治君）

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

平成28年第3回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、9月12日午前9時30分より、協議会室において8名の委員全員出席のもと、執行部側より町長、教育長ほか関係者出席のもと、審査をいたしました。

その経過と結果を御報告いたします。

最初に、議第49号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について当委員会分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、個人番号カード発行の委託料について、カードを発行するための集積や入力に伴う委託事務かに対し、委託事務の内容については、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に、通知カード、個人番号カードの作成、発行の事務の委託をしている、システムの改修に伴う補正であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、福祉医療費助成事業の乳幼児等は、高校生世代まで含まれた返還かに対し、事業としては高校生世代までの医療費を助成しているが、県補助金の対象は、小学校就学前までの乳幼児であるので小学生以上は含まれていないとのことでした。

返還が生じた要因は何かに対し、11月ごろに当該年度の助成見込み額により補助金変更を申請しているが、助成額の実績が変更時の見込み額を下回ったためであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、空調設備の国庫補助金不採択の理由はにに対し、不採択の理由については国から通知がありませんのでわかりませんが、施設の災害や耐震化等に重点が置かれているため見送られたと思われるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第49号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第50号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題として、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、平成30年からの岐阜県一本化、保険者が県で統一的な保険料にしていくためのシステム改修かに対し、県が保険者として全市町村の情報を連携できるようにシステム改修をするとのことでした。

平成30年から岐阜県になるのは決定事項か、平成28年と29年で体制づくりをしていくということかに対し、平成30年からの岐阜県一本化は決定事項であり、それまでに体制をつくるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第50号 平成

28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員長報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第49号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第49号 平成28年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第50号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第50号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める請願についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

7番 北島登君。

○7番(北島 登君)

委員長報告の中にもありましたように、我が国では青色申告制度があり、この制度を利用して申告してもらえばいいと思ひまして、請願に対しては反対いたします。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

先ほど委員長報告にありましたように、青色申告と白色申告の割合ですけれども、青色申告は273件であると、それに対し白で申告しておられる方は2,250件ということがあります。圧倒的に白で申告されておる、そういった場合に、所得税法56条によって家族の人件費を認めないというのは、やっぱりおかしいということで、何とか採択をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長(小寺 強君)

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、委員長報告のとおり不採択と決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立6名)

○議長(小寺 強君)

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり不採択になりました。

○議長（小寺 強君）

日程第4、議第51号 平成27年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第55号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、会計管理者から議案説明を受けた後、平成27年度決算特別委員会に審査を付託してあります。したがって、これから決算特別委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 森島光明君。

○平成27年度決算特別委員長（森島光明君）

平成27年度決算特別委員会委員長報告をいたします。

平成28年第3回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、9月7日、8日の両日にわたり、協議会室にて全委員出席のもと、執行部側より町長以下関係者の出席のもとに審査をいたしました。

なお、冒頭、決算認定の制度の意義や委員会の任務などについて改めて確認し、決算書、決算説明書に基づき、各所管部署ごとに説明を求め、慎重に審査をいたしました。

その経過と結果を報告いたします。

最初に、本委員会に付託されました議第51号から議第55号までを一括議題といたしました。

議第51号 平成27年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について、最初に議会事務局所管分について説明を受け、その概要を報告いたします。

安八郡議長会負担金の内訳と事業効果については、安八郡議長会負担金には、郡補助金、西南濃議長会負担金、県議長会負担金が含まれている。事業効果は、安八郡内議員研修会及び交流会など、会議を通して議員の資質向上や、意見交換を通して各町の課題を認識、課題の解決方を模索することができたとのことでした。

次に、総務課所管分について概要を報告いたします。

特種建築物定期報告書作成委託料について、委託先については、1級建築士のいる事務所であればよく、その要件はない。業者の選定については、指名願の提出のある業者のうちから数者指名し、入札の結果、最低価格業者と契約しているとのことでした。

広報配布謝礼の計算は、1年間の配布部数に18円を乗じた金額を年度末に支払っているとのことでした。

町は、広報の配布は区長さんに依頼しているのであり、謝礼の配付先は区長さんとしているとのことでした。

区長研修会補助金の執行については、3月議会の際に予算の範囲内であれば参加人数が減っても補助額には関係ないとの説明であったが、その後は検討されたのかに対し、御指摘をいただいていることもあり、バス代などの共通費の限度額は幾ら、1人当たり

の補助は幾らかというように、平成29年度予算編成からほかの補助金も含めて積算方法を統一したいと考えているとのことでした。

庁舎と町民センターの電気代が下がったという説明であったが、その要因はに対し、役場庁舎内の照明や外灯のLED化、省エネルギー空調機器への改修、太陽光発電の設置が主な要因と考えている。庁舎改修前の平成25年度と平成27年度の電気使用量を比較すると、年間9万6,995キロワットの減となった。また、平成27年度1年間の太陽光発電の発電量は2万483キロワットであり、全体使用量の約1割を賄ったことになるとのことでした。

広報わのうちに掲載する広告料は、町内者と町外者ともに同一金額で、1件当たり5,000円とのことでした。

また、町外者の料金はもう少し高くてもよいのではないかに対し、値上げによって申し込みが減ることも考えられるため、状況を見ながら考えていきたいとのことでした。

次に、危機管理課所管分について報告いたします。

戸別受信機の調子が悪い場合は、受信機を一旦預かった上で、受信状況の確認や修理を行うなどの対応を行っているとのことでした。

大吉の水防倉庫は撤去なのか、移設なのかに対し、倉庫は撤去し、資材は、塩喰、松内、福束などの各水防倉庫に移動したとのことでした。

塩喰川西と福束川西の備蓄倉庫は、町のものか、区のものか、また備品の管理は誰が行うのかに対し、町のものであるが、地区で使用するもので、管理は町で行うとのことでした。

留守家庭などで使用する際のコミュニティ防災センター使用料は有料かに対し、施設利用については、公益性が高いものは無料とのことでした。

次に、経営戦略課所管分について概要を報告します。

財産に関する調書の建物の面積に誤りがあったと説明があったが、何が誤っていたのかに対し、過去において面積の増減報告漏れによる計上漏れがあったとのことでした。

小・中学校などの面積の誤りについては普通交付税に影響しないのかに対して、普通交付税の小・中学校費は、学校数、学級数、児童・生徒数で算入されるので影響はないとのことでした。

次に、税務課所管分について報告いたします。

諸収入の延滞金は何件分なのかに対し、480件分とのことでした。

また、延滞金の税率は、平成26年に法改正があり、最初の1カ月は2.8%で、1カ月を超えると9.1%であるとのことでした。

督促状に延滞金も記載しているのかに対し、本税の納付日に延滞金が確定するので記載はされていないとのことでした。

町民の所得はふえているのか、生活状況を把握しているのかに対し、平成27年度税制

改正にて税率の改正が行われず、納税義務者数が減少しているにもかかわらず個人町民税の調定額が増加していることから、所得は増加していると推測できる。町民の生活状況を把握しているかについては、課税当局として、町民の方、全ての生活状況までは把握できないが、税金が支払えない方については、個別に納税相談を実施し、生活状況の把握に努めているとのことでした。

次に、会計室所管分について説明を受けましたが、質疑はありませんでした。

次に、住民課所管分について報告いたします。

水質浄化対策事業の1,519万5,000円のうち、工事費の内訳は、削井工事450万円、ポンプ本体409万円、諸経費209万円である。深さ60メートルの井戸にポンプ2台で、最大で毎分7立方メートルの吐出量であるが、自噴していないときもあるとのことでした。

水質浄化事業の効果はどこで検証したのかに対し、役場前の中江川で川底が見えるほどになったのを確認したとのことでした。

電気代は幾らか、また監視カメラは設置してあるのかに対し、基本料金は1カ月3万5,000円で、監視カメラは設置してあるとのことでした。

環境パトロールの時間帯は、どんな方法で作業をしているのかに対し、ごみの回収は、主に午前中、防犯パトロールについては、小学生の下校時に行っていると、3地区に分かれて委託している。

また、パトロール後に実績報告を聴取していると、不審な人物は、平成27年はいなかったとのことでした。

次に、地域公共交通会議補助金事業はどのように行っているのか、またどこに委託しているのかに対し、株式会社テイコクに委託している。輪之内町地域公共交通会議や、事業計画、事業評価を委託している。年1回、業務評価についてアンケートを実施している。内容の公表については、広報わのうち7月号に折り込み済みであるとのことでした。

デマンドバスで1回も利用されていないバス停は、10カ所あると、なくすのではなく、利用しやすいように移転するなどの検討をしたいとのことでした。

個人番号カードの発行は、想定したより多いのかに対し、近隣の市町村と比べ人口比率で見ると、ほぼ平均的な数であるとのことでした。

エコパークの運用について、資源の再利用として衣類リサイクルは、かなりのニーズがある、エコドームでも販売しているのか。保管状況をよくし、もっと買いたくなるようにしてはどうかに対し、今は販売していない、欲しい人には無償で譲っている。使えそうなものはあるが、保管場所が限られている。販売をするなら古物商の資格が必要ではないかとのことでした。

野外焼却について、農業を営むためにやむを得ないものとして行われている草やわらの焼却は、風向きなどに十分注意し、隣近所に迷惑とならないよう、周囲に気をつけて

焼却すれば問題はないとのことでした。

次に、福祉課所管分について報告いたします。

現在、こども園の園児数は380名で、1号認定29名、2号と3号認定で351名であり、広域入所で町外の利用が7名、町外からの受け入れが1名であるとのことでした。

介護保険料の所得段階で第9段階の所得金額が低いのではないかに対し、介護保険料は、安八郡広域連合にて3年ごとに見直しをされるもので、次期の平成30年度に向けて国が示す基準を参考にしながら、いろいろな考え方を踏まえて検討し、決定されるとのことでした。

こども園の防犯システム関係の管理委託はしていない。導入後、現在まで正常に稼働している。施設管理委託料は、自家用電気工作物のほか、貯水槽清掃、消防設備点検など、施設の維持管理に関するものであるとのことでした。

社会福祉協議会への補助金の内訳は、地域福祉推進事業の人件費2,497万円のうち、職員の3.5人分を補助している。この事業では、給食サービス、サロン活動、近隣助け合いネットワーク事業など、「ささえあいプラン」に基づき、町と一体になり地域福祉を推進する活動を実施しているということでした。

ヘルパーステーションが行っていた訪問介護支援を実施する民間事業所の増加などにより、平成26年8月から休止と判断されたもので、各利用者にはサービスが継続されるように対応したとのことでした。

老人クラブへの補助金の内容にはに対し、老人クラブ連合会への補助金と、単位老人クラブの運営費として、1単位クラブ当たり3万2,640円の補助金がある。単位クラブへの補助金も連合会へ支払い、連合会で補助配分を決定して単位クラブへ支払っているとのことでした。

次に、産業課所管分について報告いたします。

商工振興費の御膳米補助金の内訳は、またその補助に対する効果にはに対し、東海コープネット販売への補助として409万9,680円、中広が発行しているフリーペーパーに、地元の名産品として2回広告を出した費用59万6,700円とのことでした。東海コープと御膳米販売元のギフライスは、取引はあるが、御膳米は取り扱ったことがなかったが、補助事業が終わった後もリピーターがあった。東海コープと中広を通じた御膳米の販売金額は690万400円あり、補助以上の売り上げがあった。中広では、西濃エリア以外の層である岐阜エリアにアプローチができたとのことでした。

農業委員会事業のその他の内訳にはに対し、145万円のうち主なものは、76万5,600円が費用弁償、13万9,200円が旅費、21万円がバス借り上げ料、20万7,000円が岐阜県農業会議への拠出金とのことでした。

今回の研修の目的は何だったのかに対し、宮崎で開催される全国担い手サミットに参加することでしたが、抽せんを外れたため、先進地視察を行ったとのことでした。

全国担い手サミットが今年岐阜県で開催されるのはわかっている、そのために行くのであれば、前回の開催地などを見て回るべきであり、費用弁償には値しない。単なる旅行と言われても弁解の余地はない。農業委員には返還してほしいくらいで、行政として反省しなければならないということに対し、反省を糧にして、目的達成に努められるよう事業を進めていきたいとのことでした。

多面的機能の補助対象でカバーできない部分はどこが所管となるのかに対し、用水施設は福束輪中土地改良区へ、農道・水路は町へ移管されるため、福束輪中土地改良区や町建設課が所管しますとのことでした。

カワバタモロコ保全事業の25万円の内訳はに対し、保護員3人への報酬と、生き物観察会に講師として来てくれる岐阜大学の先生への講師料とのことでした。

かわばたファミリーの活躍も大変よいが、昔からあるタンポポちゃんはどうなっているのかに対し、これからもっと目立つように働きかけていくとのことでした。

次に、本戸の大正池から常時水を流しても、最終的に中江川、大樽川の水質改善にはつながらない。カワバタモロコのことを考えるなら、越冬できる水量が必要であり、橋の下などをしゅんせつして水たまりをつくるほうがよいとのことでした。

次に、ホッとステーションを産業課でやる意味は、イオンタウンの空き店舗を町として有効活用できないかという考えから、産業課で計画したとのことでした。

営業は社協が行い、コーヒーは100円で、周辺の飲食店から客が減る、安過ぎないか、ほかに悪影響はないのかに対し、余り影響はないと考えているとのことでした。

ホッとステーションで野菜販売等をしているが、売り上げはどうかに対し、11人が出荷し、月6万ほどの売り上げがあるとのことでした。

御当地アニメの制作費は、今回、丸毛戦記の漫画本を300冊作成し、そのうち150冊を西濃管内の市町や図書館などに贈った。また、50冊は、定価1,080円で販売したとのことでした。

ホッとステーションを輪之内町の道の駅のようにしていきたいと考えているが、もっと外に向かって出せるものを検討していきたいとのことでした。

そのほか、いろんな課とコラボして企画をしてほしい。1週間とかの単位で書道展や絵画展をやるとか、出張町長室として町長に来てもらって触れ合いの場所をつくるとか、よく考えてほしいという意見がありました。

次に、土地改良課所管分について報告いたします。

長良川用水推進協議会は、平成27年9月、揚水機場改築のため、海津市、羽島市、輪之内町の3市町で設立され、輪之内町の受益地は、大樽川沿い左岸に5.4ヘクタールあるとのことでした。

ほ場整備が済んだ中郷新田地区の農用地は、水はけが悪く、多目的に使えないので、県営事業で暗渠排水を施工してほしいということに対し、今後とも県に対して要望して

いくとのことでした。

次に、建設課所管分について概要を報告いたします。

舗装工事の要望は20件あり、どこから施工するのかは、ほ場整備済みの道路は、順次施工し、要望箇所については、地区のバランスを考慮して施工しているとのことでした。

道路改良工事の場合、採択基準はあるのかということに対し、要望箇所の地権者の同意は全て必要で、4メートル以上に拡幅できるところから行っているとのことでした。

次に、福東大橋西詰から南への道路が通行どめになっているのは、道路の下にある排水機場の樋管にクラックがあり、木曾川上流河川事務所から危険のため大垣市と輪之内町に対し通行どめをするという依頼があり、現在も継続中だととのことでした。

次に、教育委員会所管分について報告します。

選奨生の奨学金に利息はあるのか、また滞納はということに対し、利息はなく、滞納については8名で、平成21年からあるとのことでした。

次に、カナダ派遣について、カナダ派遣における随行者の費用負担はに対し、公務という判断で費用負担はないとのことでした。

文化会館の音響設備や運転中の空調設備の音が大きいのに対し、設備も古くなってきており、改修も考えていきたいとのことでした。

議第51号についての質疑を終結し、討論に入り、水質浄化事業について1,500万円を投入したが、効果がない、また町民の負担がふえているため反対との反対討論がありました。

また、水質浄化については、一、二年で解決するものではない、次年度に向けてよりよい結果を目指していると賛成の討論がありました。

異議があるので挙手による採決を行いました結果、賛成多数で、議第51号 平成27年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第52号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、住民課長から説明を受けました。

主な質疑は、医療費の半分近くを65歳から75歳の前期高齢者が占めている現状を鑑みると、今後、この世代の医療費を抑制する施策とは何かに対し、特定健診などに力を入れているが、受診者が少ない。60歳を過ぎて高額な医療費の方がふえているのを抑制するため、さらに予防のため、特定健診を勧める施策であるとのことでした。

また、特定健診の受診率は、40%から50%で推移しているとのことでした。

国の追加支援で1,700億円は、被保険者1人当たり5,000円程度の軽減になると言われているが、国保会計のどこに入れているのかに対し、保険基盤安定繰入金に含まれており、1人当たり平均保険税と軽減被保険者数により算出される。平成26年度よりこの額はふえているが、輪之内町の国保被保険者1人当たりの軽減額としては、約2,487

円が軽減されたことになる。いずれにしても、増額された保険基盤安定交付金は、国保会計に一般会計から法定繰り入れされているので、国保の制度上、保険税を下げる方向に働いていることになるとのことでした。

議第52号について質疑を終結し、討論に入り、反対との討論がありました。

異議があるので挙手による採決を行いました結果、賛成多数で、議第52号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第53号 平成27年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑はなく、討論もなく、議第53号について採決を行いました結果、全委員異議なく、議第53号 平成27年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第54号 平成27年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、福祉課長より説明を受けました。

「輪之内町発達支援教室そら」は、児童福祉法に基づく一事業所であるので、希望され、あきがあれば町外の子供も利用可能であるとのことでした。

町外施設の利用者はいるのかに対し、町外の施設を希望されて利用している子は、現在、1人であるとのことでした。

討論に入り、討論はなく、議第54号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第54号 平成27年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第55号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、建設課長より説明を受けました。その主な概要を報告いたします。

浄化センターの処理水量はどのようになっているのかに対し、放流量で平成26年度は1日平均1,082トン、平成27年度は1,145トン、現在は1,331トンであり、増加しているとのことでした。

下水道の加入率はどれだけかに対し、平成27年度末、処理区域内戸数2,149に対し、860戸の利用をいただいております、率は40%とのことでした。

質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、議第55号について採決を行いました結果、全委員異議なく、議第55号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に、決算は認定してを終わりではなく、審査の中で出た指摘事項や検討事項などについて、来年度の予算編成や今後の財政運営に生かしていかれるよう要望して、閉会をいたしました。

以上で、決算特別委員会に審査を付託されました案件について経過の概要と結果を報告申し上げ、決算特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

2点ほどお伺いしますけれども、まずきょう、委員長報告書として提出されていますけれども、今、委員長報告の中では抜粋で報告されたと思いますけれども、この報告書を内容として理解しているのかどうかと、今の委員長報告のことだけが決算委員会の内容だったのかというふうに判断するのかどうかというところを明確にしておいていただきたいと思います。

要するに、議事録がないものですから、委員長報告というのが議事録のかわりになっているもので、こうして抜粋して読まれると、要訳して読まれるならいいけれども、すっぱり抜けているところはどうかというふうになりますので、そのところをちょっと確認しておきたいと思います。

それから、もう1点ですけれども、報告書の13ページの中江川の井戸の電気代のこと、基本料金は1カ月3万5,000円というふうになっております。私の一般質問では電気代というふうに聞いたつもりでしたので、基本料金プラス電気の使用料が1カ月3万5,000円というふうに理解しておったんですけれども、その辺、どちらが正しいのかということ。

それと、一般質問の答弁の中で、これまた違った数字が出てきたんですけれども、ちょっと詳しく正確にメモできませんでしたのであれですけれども、3万7,066円という数字がありました。それから、100ボルトの基本料金が842円ということもありましたけれども、その辺との関連で、実際にこの電気代、幾ら払っているのかということがちょっとますますわからなくなってきたんですけれども、何が正解なのかということ。これは、決算委員会ではそこまで深く議論しなかったものですから、これは委員長に言っても、ちょっと回答はできないと思いますけれども、この辺、後ほど担当課のほうから結構ですので、何が正解なのか、どういうふうなのかということを明らかにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○平成27年度決算特別委員長（森島光明君）

報告を抜粋して読み上げましたが、ここに審査報告書がございますので、そのまま提出しておきます。

あと、電気代は……。

○議長（小寺 強君）

暫時休憩します。

(午後 1 時54分 休憩)

(午後 2 時02分 再開)

○議長(小寺 強君)

会議を再開します。

○平成27年度決算特別委員長(森島光明君)

先ほどの基本料金は、決算委員会で「おおむね 3 万5,000円」と答えられておりますので、「おおむね」を入れてください。

○議長(小寺 強君)

ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

6 番 田中政治君。

○6 番(田中政治君)

今回の委員長報告、簡潔で大まかな説明でわかりやすかったのか、なかったのか、よくわかりませんが、これを先ほど森島正司議員が質問されたみたいに議事録として残されるのかどうか。どの部分までが議事録と、読み上げられた部分のみなのか、この報告書がそのまま載るのかということの答えをいただきたいのと、これは確認がてらですが、この31ページの「水路を挟んでの管理する方がいない場合は土地の方にお世話していただきたいとのことでした」と、こういうお話でしたか。その面しておる地権者に、預かっておる者じゃなくて地権者にやれということですかね、これは。そういう意味でおっしゃったんですかね、この報告書を書かれた方、こういう結びでしたか、それを確認したいのと、それから、最初に質問に対しての答弁というふうに、やっぱり報告書を読み上げていただかんと、何か話がうまくつながらない部分もありますので、短くてなかなかいいんですが、やはりもう少しわかりやすいほうがいいのではないかなあと私は思いました。

これ、委員長に文句を言うわけではございませんが、今後はそのように、もう少しわかりやすいような説明をお願いしたいと思います。

2 点、お願いします。

○議長(小寺 強君)

暫時休憩します。

(午後 2 時02分 休憩)

(午後 2 時30分 再開)

○議長(小寺 強君)

再開いたします。

○平成27年度決算特別委員長（森島光明君）

ただいまの委員長報告の中で31ページの中ほどでございます。「道路と農地の間に水路がある場所の除草については誰が行うのかに対し」、次のことを入れていただきたいと思っております。「水路を挟んで管理する方がいない場合は、周辺の土地の方にお世話をし、どうして見えない場合は検討していきます」と、これをここへ入れます。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから、議第51号 平成27年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

平成27年度一般会計決算につきまして、初日の本会議におきまして、町長初め執行部の説明がちょっと不十分であったというふうに思います。決算審査の目的というのは、決算委員会の冒頭に委員長のほうから話があったように、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうか、これを審査すること、そしてその行政効果や経済効果について、その成果を評価し、その結果を後年度の予算編成や行政執行の改善に生かしていくことだというふうに委員長のほうからも説明がありました。ところが、初日の執行部の決算説明におきましては、そういった観点での報告は一切なく、執行された予算が適正であったか、行政効果や経済効果はどうだったかという私の質問に対しても全く答弁がなかった、非常に残念であります。このことは、町長初め執行部が決算認定制度の意義を理解されていないのではないかというふうに思われてなりません。前年度の決算委員会での指摘事項を無視されているのではないかというふうに思うわけでありまして。

そういった観点で決算審査の状況を見ますと、幾つかの経済効果、あるいは行政効果が乏しいと思われるような事業があったと思っております。

そのようで、長々と言うわけにいきませんので、まず地域協働水質改善事業、先ほども一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、私はこれまでたびたび意見提起してきたんですけれども、これはほとんど無視されていると。そして、この地域協働水質改善事業の経費は、年々増加している。27年度は、26年度に対して約3倍にもなっ

ているわけであります。このような経費をかけながら、その効果というのは乏しいというふうに言わなければならない。費用対効果が非常に薄い、小さいものと思われま

す。このようなことを考えましても、この事業というのは余り必要なかった。特に井戸の建設後の稼働状況を見ますと、自噴の水さえとめてしまっている。そして、動力によるポンプは、イベント用にしか使われていなかったのではないかというふうに思うわけ

あります。このようなものは、全く無駄な仕事だったというふうに思わざるを得ません。それから、ホッとステーションにつきましても、ホッとステーションは町の全面的な支援で採算を度外視して営業しているというふうに言わざるを得ないと思います。これを利用される一部の方はいいかもしれませんが、同業者は、客を奪われ、営業に悪影響を及ぼしているのではないかというふうに思うわけでありま

す。この地域コミュニティ活性化事業に770万円もの経費をかけていますが、この事業の目的が曖昧で、どういう行政効果があったか、あるいは経済効果があったのか、全く説明がありませんでした。そのほか、マイナンバーにつきましても、町民のプライバシー保護の問題の観点から

も非常に問題がある。マイナンバーというのは町民にとっても何らメリットもない制度、そのためのシステム改修などがやられてきた、このような27年度の決算状況であった

というふうに思いますので、一般会計の決算に反対であります。

○議長（小寺 強君）
ほかに討論はありませんか。
(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

今回の決算審査を通じて多くの指摘があったかと思いますが、大変よかった点も数え切れないくらいありました。次年度に向けて反省は反省として、それを糧にされて、次の年に向けた予算に期待をしながら、執行部のすばらしい考えに対して期待を申し上げて、賛成をしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

これで討論を終わります。

これから議第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。異議がありますので起立によって採決します。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立6名)

○議長（小寺 強君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第52号 平成27年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

国のほうで平成30年から国保制度の改革が行われるということで、それに向けて平成27年度から低所得者向けの保険料軽減措置として、国のほうから約1,700億円の財政支援が行われているはずであります。これは、被保険者1人当たり5,000円の財政改善効果に匹敵する支援であると説明されているのであります。ということは、国保税がこれまでの町の持ち出す費用、県の持ち出す費用が変わらなければ、国保税は1人当たり平均して5,000円安くなってもいいはずであります。ところが、そうなるどころか、平成28年度の国保税、先回の6月議会で国保税値上げの条例改正を行う、これも平成27年度決算をもとに国保税を算定しているにもかかわらず、こうなっている。

一体この1,700億円というのはどうなっているのか。町長の説明では4,000万ほどあったということを言われますけれども、これは町の軽減措置も含めての合算額だというような説明ですけれども、結局、国からの補助は町の負担を減らしているのではないかというふうに思わざるを得ない。その辺のところをいろいろ委員会でお伺いしても明確な答弁がなくて、私の理解力が悪いのかもしれないかもしれませんが、なぜ1,700億円の財政支援、被保険者1人当たり5,000円の支援があるというのに、今年度からの国保税を引き上げなければならなかったのか、全く理解できません。

このような国保会計の決算認定には賛成することはできません。

○議長(小寺 強君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

これで討論を終わります。

これから議第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。異議がありますので起立によって採決します。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立6名)

○議長(小寺 強君)

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第53号 平成27年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第53号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第53号 平成27年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第54号 平成27年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第54号 平成27年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第55号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第55号 平成27年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

地方自治法第117条の規定によって、古田東一君の退場を求めます。

(2番 古田東一君退場)

○議長（小寺 強君）

これから、政治倫理審査会委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

政治倫理審査会委員長 森島正司君。

○政治倫理審査会委員長（森島正司君）

それでは、議長の指名がありましたので報告させていただきます。

輪之内町議会議員政治倫理審査会委員長報告書。

輪之内町政治倫理審査会委員長報告をいたします。

平成28年9月14日午前11時より協議会室にて、6名の委員全員、議会事務局職員出席のもと開催いたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

古田東一議員の政治倫理問題を議題とし、委員長より開催趣旨について説明を行いました。

続いて、各委員より意見を聴取いたしました。その主な意見は次のとおりであります。

古田東一議員は、今回の事故は、新聞によると2回目だ。また、被害者に対する事故後の処理がよくなかったためか、被害者に対し誠意がなかったのか、裁判で禁錮10カ月、執行猶予3年の判決を受けた。裁判の有罪は、内容として相当重いものである。町民から厳しい意見を聞いていると。政治倫理に反するものと考え、辞職勧告すべきという意見がありました。

また、事故は、誰でもいつ起こすかわからない、自分に置きかえたらどうかと思うという意見もありました。

また、事故が起きて半年が過ぎ、本人は裁判で処分を受けた。議員として町民に対し

てどう考えるか。

新聞によると、裁判で道路交通法規に係る規範意識は希薄とある。輪之内町議会議員政治倫理要綱の第2の3項、議員は、みずからの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養うに反すると思う。

本人は免停などの処分を受けており、議会議員の役職停止処分程度がふさわしいなどの意見もありました。

古田東一議員に何らかのペナルティーをかけるかを全委員に確認したところ、何らかのペナルティーは必要とのことで全委員一致いたしました。

次に、古田東一議員本人より弁明の申し出があり、弁明を聞きました。

事故を起こして、裁判で判決を受けたことによって議会に迷惑をかけたことに謝罪がありました。裁判の件については、罪名は過失運転致傷であるとのことであります。

最後に、ペナルティーの内容について意見を交わし、出席委員6名のうち、4名は辞職勧告をすべき、1名は議会への出席自粛、1名は議会議員の役職停止という意見でありました。

結果、審査会規定（3分の2の多数決）により、輪之内町議会議員 古田東一君の辞職勧告をすべきと決定しました。

本日、議長に発案書が提出してありますので、議員各位の御理解をお願いいたします。報告といたします。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第5、発議第4号 輪之内町議会議員古田東一君の議員辞職を勧告する決議についてを議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

森島正司君。

○9番（森島正司君）

それでは、先ほどの委員長報告に基づきまして、古田東一議員に対する議員辞職勧告する決議を提案したいと思います。

輪之内町議会議員古田東一君の議員辞職を勧告する決議について。輪之内町議会議員

古田東一君の議員辞職を勧告する決議については次のとおり発案する。平成28年9月16日提出。提出者、森島正司、賛成者、北島登、賛成者、田中政治、賛成者、上野賢二。輪之内町議会議長 小寺強様。

輪之内町議会議員古田東一君の議員辞職を勧告する決議（案）。

本議会は、輪之内町議会議員 古田東一君の議員辞職を勧告します。

以上、決議する。平成28年9月16日、輪之内町議会。

理由、自動車運転処罰法違反（過失運転致傷）の罪に問われ禁錮10カ月執行猶予3年の有罪判決を受けた。このことは、輪之内町議会議員政治倫理要綱の第2第3項に「議員は、みずからの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養う」に反するためということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

古田東一君から弁明をしたいという申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、古田東一議員の弁明を許可します。

古田東一君の入場を許可します。

（2番 古田東一君入場）

○議長（小寺 強君）

古田東一君に弁明の機会を与えます。

古田東一君。

○2番（古田東一君）

※

_____。

○議長（小寺 強君）

暫時休憩します。

（午後2時55分 休憩）

※ 後刻取り消し発言あり

(午後 3 時00分 再開)

○議長(小寺 強君)

会議を再開します。

古田東一君、ただいまの発言は不当と認めますので注意します。削除していただきます。

古田東一君のただいまの発言については、会議録に掲載しないことに訂正します。弁明を始めてください。

○2番(古田東一君)

弁明書。

灰を飲み胃を洗う。以上です。

○議長(小寺 強君)

討論に入る前に古田東一君の退場を求めます。

(2番 古田東一君退場)

○議長(小寺 強君)

暫時休憩します。

(午後 3 時02分 休憩)

(午後 3 時04分 再開)

○議長(小寺 強君)

会議を再開します。

これから、発議第4号 輪之内町議会議員古田東一君の議員辞職を勧告する決議についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 輪之内町議会議員古田東一君の議員辞職を勧告する決議については、原案のとおり可決されました。

古田東一君の入場を許可します。

○議長（小寺 強君）

仁木小学校大規模改修等特別委員会に関し報告をいたします。

去る平成28年9月14日に開催しました同委員会において、私ごとではございますが、一身上の都合により委員長の職を辞する旨を委員会に提出させていただきました。この辞職の件について、委員会において審査をいただき、了承されました。

さらに、新しい委員長には、副委員長であった田中政治委員、副委員長には私、小寺強が就任いたしました。

以上で御報告を申し上げます。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（小寺 強君）

これで本日の日程は全部終了しました。平成28年第3回定例輪之内町議会を閉会します。

12日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。大変御苦労さまでした。

（午後3時08分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年9月16日

輪之内町議会 議長 小寺 強

副議長 森島 光明

署名議員 田中 政治

署名議員 古田 東一